

參考資料

参考資料－１ 国土交通省令等

(1) 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令 (平成11年8月2日建設省令第38号)

最終改正：令和5年9月1日 国土交通省令第65号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第7号）を実施するため、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する料金（以下「料金」という。）の徴収について有料道路自動料金收受システム（当該料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいい、以下「ETCシステム」という。）を使用する場合における当該料金の徴収事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(ETCシステムの使用についての公告等)

第二条 法第二条第六項に規定する会社等（以下「会社等」という。）又は都道府県若しくは市町村である道路管理者は、ETCシステムを使用して料金の徴収をしようとするときは、あらかじめ、会社等にあつては定款に規定する方法で公告し、都道府県又は市町村である道路管理者にあつては当該都道府県又は市町村の定める方法で公示するものとする。

2 会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者は、前項の規定による公告又は公示をした場合においては、ETCシステムの利用規程その他必要な事項を周知する措置を講ずるものとする。

(料金徴収の対象)

第三条 ETCシステムを使用して料金を徴収する場合においては、当該料金を納付するためETCシステムに道路を通行したことを記録した運転者等から徴収するものとする。

(情報の安全確保の措置)

第四条 ETCシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市

町村である道路管理者（以下「自動料金徴収者」という。）は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理（以下「情報の安全確保」という。）を行うものとする。

- 一 関連機器（ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器（法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の発信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。）及び識別カード（前条の規定により料金を納付しようとする運転者等を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。）をいう。以下同じ。）を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの（以下「情報安全確保規格」という。）を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。
 - 二 識別処理情報（料金を納付しようとする運転者等の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。）が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。
 - 三 前二号に規定する措置に求められる確実性及び効率性並びに複数の有料道路（その通行又は利用について料金が徴収される道路をいう。）を通行し、又は利用することのあるべき道路の通行者又は利用者一般の利便に照らし、これらの措置の一元的な実施を確保するものとし、このため、自動料金徴収者は、共同して、情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的とする一般財団法人に次に掲げる業務を行わせること。
 - イ 情報安全確保規格の提供を代行すること。
 - ロ 対価を得て識別処理情報の付与を行うこと。
- 2 前項第三号の一般財団法人は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 前項第三号に規定する業務の実施に関する職員、設備その他業務を実施する体制がこれらの業務の一元的で確実かつ効率的な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の業務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 業務の実施状況の開示、個人情報保護その他業務の公正な実施を確保するための措置が適正に行われるものであること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(試行についての不適用)

2 この省令は、ETCシステムの作動を確認するため試行的に行うETCシステムの使用については適用しない。

附 則（平成17年6月1日国土交通省令第66号）抄

この省令は、法の施行の日（平成17年10月1日）から施行する。

附 則（平成20年12月1日国土交通省令第97号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月1日国土交通省令第65号）

この省令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年9月6日）から施行する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50004000038>

(2) ETC 多目的利用システムの利用に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第7号）（以下「法」という。）第二条第5項に規定する料金徴収及び当該料金徴収以外の目的利用において、ETC 多目的利用システムを使用する場合における事務の取扱いについて定める。

(定義)

第二条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 ETC 多目的利用システム 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年八月二日建設省令第三十八号）（以下「省令」という。）第四条第1項二号に規定する識別処理情報を用いてサービスの提供又はサービスの対価となる利用料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいう。
- 二 会社 法第二条第4項に規定する会社をいう。
- 三 運用管理事業者 識別処理情報が付与された機器（以下、「識別処理装置」という。）を管理する者をいう。
- 四 サービス提供事業者 ETC 多目的利用システムを使用してサービスの提供又はサービスの対価となる利用料金の徴収を行う者をいう。

(情報の安全確保の措置)

第三条 会社は、省令第四条に規定する情報の安全確保に必要な措置をとらなければならない。

(運用管理事業者が講じるべき措置)

第四条 運用管理事業者は、識別処理装置に記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理を行うものとする。

- 2 会社は、運用管理事業者に、前条に掲げる目的のために必要な措置を講じることを契約等で義務付けるものとする。但し、会社が運用管理事業者を担う場合においては、この限りではない。

(サービス提供事業者が講じるべき措置)

第五条 サービス提供事業者は、ETC 多目的利用システムの利用規程その他必要な事項を周知する措置を講じるものとし、会社は、そのために必要な事項を運用

参考資料－1 国土交通省令等

管理事業者又はサービス提供事業者に契約等で義務付けるものとする。

(有事の際の波及抑制及び復旧策)

第六条 会社は、安全確保のために必要な装置等が機能しなくなった場合を想定し、
予め波及抑制及び復旧策を準備するものとする。

出所：国土交通省ホームページ
(<https://www.mlit.go.jp/road/yuryo/etc/pdf/usage-summary.pdf>)

参考資料－２ 個人情報保護指針

(1) 有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針

(平成12年3月24日 建設省道有発第19号 建設省道路局長通達)

最終改正：平成20年12月1日

(目的)

第1条 この指針は、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、有料道路利用者の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ETCシステム 「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）」（以下「省令」という。）第1条に規定する「有料道路自動料金収受システム」をいう。
- (2) ETC実施主体 省令第4条第1項本文に規定する自動料金徴収者及び省令第4条第1項第3号に規定する一般財団法人をいう。
- (3) ETC業務 ETCシステムを利用して有料道路通行料金の徴収を行うための一連の業務をいう。
- (4) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
- (5) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物をいう。
- (6) 本人 当該個人情報によって識別される個人をいう。

(個人情報の収集)

第3条 ETC実施主体は、ETC業務の目的を達成するために必要な範囲内において個人情報を収集するものとする。

(個人情報の利用及び提供)

第4条 ETC実施主体は、ETC業務の目的以外の目的に、個人情報を利用又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) ETC実施主体が従うべき法的義務のために必要なとき。
- (3) 自動料金徴収者が、道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成するとき。

(個人情報の適正管理等)

第5条 ETC実施主体は、ETC業務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。

- 2 ETC実施主体は、収集した個人情報がETC業務の目的のために必要がなくなつたと認めるときには、遅滞なく消去又は破棄するものとする。
- 3 ETC実施主体は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うものとする。

(個人情報の処理に従事する者の責任)

第6条 ETCシステムに関する個人情報の処理を行う従事者又は従事者であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の処理に関する外部委託)

第7条 ETC実施主体は、個人情報の処理を外部に委託する場合は、秘密保持等情報の適切な管理に関する事項を契約で定めるものとする。

(個人情報の開示等)

第8条 ETC実施主体は、自らが保有する個人情報ファイルの存在、概要等を明らかにし、本人から個人情報の開示の申出があつた場合には、ETC業務の適正な遂行に支障を及ぼす場合を除き、開示に応じるものとする。

- 2 ETC実施主体は、前項により個人情報の開示を受けた者から、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、通知するものとする。

(個人情報管理者等及び苦情処理)

第9条 ETC実施主体は、個人情報の取扱いに関する責任者を置くとともに、この指針に従った内部規程の制定、監査体制の整備等必要な個人情報保護措置を講じるものとする。

2 ETC実施主体は、個人情報の利用、提供、開示又は個人情報の訂正等の申出に係る苦情その他個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

ITS-TEA（旧ORSE）では、平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、国土交通省の指針を踏まえ、ITS-TEAにおける個人情報保護方針を定めた。

（２）ITS-TEA「個人情報保護方針」

一般財団法人ITSサービス高度化機構（以下、「ITS-TEA」といいます。）は、ITS-TEAが業務上使用する個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の適切な管理と保護に努めます。

1. ITS-TEAは、個人情報の適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守いたします。
2. ITS-TEAは、個人情報の取得にあたっては適法かつ公正な手段によることとし、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱いません。
3. ITS-TEAは、個人情報の利用目的を公表するとともに、直接書面で個人情報を取得するときは、利用目的を明示します。
4. ITS-TEAは、法令に定める場合を除き、ご本人の同意を得ないで、ご本人の個人情報を第三者に提供しません。
5. ITS-TEAは、利用目的の達成に必要な範囲で、保有している個人情報が事実と合致するように努めます。
6. ITS-TEAは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じます。
7. ITS-TEAは、役員及び職員への研修・教育等を継続的に実施し、個人情報の重要性について周知徹底を図ります。
8. ITS-TEAは、個人情報に関し、本人又はその代理人から、利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の申し出があったときは、法令及び内部規程に基づき、適切に対応します。
9. ITS-TEAは、個人情報の取扱いについて、苦情のお申し出があったときは、適切に対応します。
10. ITS-TEAは、個人情報の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

平成25年4月1日改定

平成26年9月1日改定

2024年3月1日改正

一般財団法人 ITSサービス高度化機構

参考資料－3 ETCシステム利用規程等

ETCシステム利用規程は、ETCシステム取扱道路管理者が省令第2条第2項（参考資料－1参照）の規定に基づき、ETCシステムの利用者に周知すべき事項を平成12年12月5日に定めたもの。その後、令和5年3月26日に改定された。

また、ETCシステム利用規程実施細則については、利用規程と併せて平成12年12月5日に定められ、その後、令和7年11月9日に改定された。

(1) ETCシステム利用規程

(目的)

第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

(遵守事項)

第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ETCシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

(利用に必要な手続)

第3条 ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

- 一 ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

参考資料－3 ETC システム利用規程等

す。以下同じです。)に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。)を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。

二 ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。

四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること(以下「セットアップ」といいます。)。ただし、二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。))を含みます。))をいいます。以下同じです。)でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

(車載器の取扱い)

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはなりません。

2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはなりません。

3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。)が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければなりません。

(ETCカードの取扱い)

第5条 ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはなりません。

2 ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。

3 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又は

ETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

(利用方法)

第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板（料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ETC」、「ETC専用」、「ETC／一般」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線（以下「ETC車線」といいます。）、スマートIC（地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線（料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。）又は一旦停止を要するETC車線（ETCシステム利用規程実施細則第6条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。）を通行してください。

(ETCシステムの利用制限等)

第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

(通行上の注意事項)

第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 一 ETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
- 二 ETC車線内は徐行して通行すること。
- 三 前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ETC／一般」又は「ETC／サポート」の表示がある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。
- 四 路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行す

参考資料－3 ETCシステム利用規程等

ることができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。

- 五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。以下同じです。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
 - 六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
 - 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
- 2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
 - 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
 - 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
 - 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。
- 3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。
 - 二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
 - 三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。
- 4 二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETCシステム取扱道路管理者あてに連絡し、

指示に従ってください。

- 5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
- 6 ETCシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはいけません。

(ETCシステムを利用しない場合の通行方法)

第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示がある車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

(通行料金の計算)

第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

(免責)

第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(別の定め)

第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附 則

- 1 この利用規程は、令和7年11月9日から適用します。
- 2 令和5年3月26日付けETCシステム利用規程(以下「旧利用規程」といいます。)は、本規程の適用をもって廃止します。

なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとしします。

(2) ETCシステム利用規程実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、ETCシステム利用規程（以下「規程」といいます。）第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、規程において使用する用語の定義によるものとします。

(利用方法)

第3条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムを利用しようとする場合は、運転を中断している間を除き、有料道路への進入から有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入し、ETCシステムを利用可能な状態に保ってください。

(通行方法)

第4条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」若しくは「ETC／一般」の表示がある車線又は「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線（料金精算機（道路整備特別措置法施行規則第13条第2項第二号に規定する料金収受機等をいいます。以下同じです。）の設置があるもの）に限り、第6条その他の事項に利用証明書を発行しないと定める料金所を除きます。以下本項において同じです。）に進入し、次の各号に定める事項を遵守してください。なお、スマートICの車線、車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線で料金精算機の設置がない車線又は第6条その他の事項に利用証明書を発行しないと定める料金所では利用証明書は発行しません。

- 一 車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行するときには、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止してETCカードを係員に手渡すとともに利用証明書を請求する又は料金精算機に挿入するとともに利用証明書を発行するための操作を案内に従って行う若しくは係員に申し出てください。
- 二 料金精算機が設置され、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線を通行するときには、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の

手前で停止してETCカードを料金精算機に挿入するとともに利用証明書を発行するための操作を案内に従って行う又は係員に申し出てください。

- 2 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続（以下本項において「手続」といいます。）を行ったうえで、障害者割引措置を受けるために登録した車両並びに手続を完了した車載器及びETCカード（以下本項において「登録車両等」といいます。）を利用し、ETC車線、スマートICの車線又は一旦停止を要するETC車線を通行してください。ただし、以下の各号に該当する場合は、各号に定める事項を遵守してください。
 - 一 登録車両等を利用する場合において、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」、「ETC／一般」、「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線又はスマートICの車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員に申し出てください。
 - 二 登録車両等以外を利用する場合において、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」、「ETC／一般」、「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員に申し出てください。なお、この場合において、スマートICの車線では障害者割引措置を受けられません。
- 3 ETCシステム取扱道路管理者のうち東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所（利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所（利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所をいいます。以下同じです。）及び検札料金所（通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。）でETC車線の利用ができないときは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止してETCカードを係員に手渡し若しくは料金精算機に挿入又は係員に申し出てください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。
- 4 ETCシステム取扱道路管理者のうち東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所及び検札料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示があ

参考資料－3 ETC システム利用規程等

る車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止してETCカードと通行券を係員に手渡す又は料金精算機に挿入するか、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止してETCカードと通行券を料金精算機に挿入又は係員に申し出てください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。

- 5 ETCシステム取扱道路管理者のうち首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、神戸市道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の車線表示板に「ETC／一般」の表示がある車線並びに阪神高速道路株式会社が管理する有料道路の車線表示板に「ETC／サポート」の表示がある車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横又は開閉棒の手前で安全に停止できる速度と車間距離を保持して進入してください。
- 6 ETCシステム取扱道路管理者のうち高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

(徐行の方法)

第5条 規程第8条第1項第二号及び第六号並びに第2項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停止した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

(その他の事項)

第6条 次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム 取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社 名古屋高速道路公社 青森県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合又は車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線又は一般混在車線を通行し、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡す又は係員に申し出てください。また、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線を通行する場合は、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所では、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、停止して係員にETCカードを手渡す又は開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員に申し出て、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で一旦停止して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社 名古屋高速道路公社 青森県道路公社	車軸数が4の自動車 で車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下のものが道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員に申し出てください。ただし、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所でスマートICの車線又は車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。

参考資料－3 ETC システム利用規程等

ETCシステム 取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社 名古屋高速道路公社 青森県道路公社	車軸数が2以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡す又は係員に申し出てください。ただし、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所でスマートICの車線又は車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 青森県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡す又は係員に申し出てください。ただし、出口料金所でスマートICの車線又は車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。
阪神高速道路株式会社	乗継制度（有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へ一旦出たのち、再度指定した入口から進入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。）の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。

ETCシステム 取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ・トレーラー用トラックで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 広島高速道路公社 宮城県道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 福岡県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社 青森県道路公社	障害者割引に登録したETCカード及び自動車で被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡す又は係員に申し出てください。ただし、出口料金所でスマートICの車線又は車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。

参考資料－3 ETC システム利用規程等

ETCシステム 取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社	けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、車線表示板に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを手渡す又は係員に申し出てください。スマートICから流入し、スマートICの車線又は車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線の出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して、その他停止すべき旨の案内があるときは、当該案内に従って停止して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 (東日本高速道路株式会社) 道央自動車道 森料金所 (中日本高速道路株式会社) 中部縦貫自動車道(安房峠道路) 平湯料金所 通行に際しては、ETCシステム利用規程及び同実施細則の規定に従い通行してください。
阪神高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 北神戸線 しあわせの村料金所 当該料金所の車線表示板には「一般」と表示しております。開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で一旦停止して係員に申し出てください。

ETCシステム 取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 宮城県道路公社 栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 愛知県道路公社 滋賀県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 兵庫県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 青森県道路公社	側車付二輪自動車 であって被けん引 自動車を連結して 通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で車線表示板 に「一般」又は「ETC／一般」の表示がある 車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、 開閉棒の手前で停止して係員にETCカードを 手渡す又は係員に申し出てください。ただし、 通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な 確認を受ける料金所でスマートICの車線又は 車線表示板に「サポート」若しくは「ETC／ サポート」の表示がある車線を利用する場合 は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手 前で停止して、その他停止すべき旨の案内が あるときは、当該案内に従って停止して係員 に申し出てください。
阪神高速道路株式会社	右欄対象料金所の 車線表示板に「サ ポート」又は「ETC ／サポート」の表 示がある車線を料 金精算機にETC カードを挿入して 通行する場合	対象料金所 ホームページにて指定します。 利用証明書は発行しません。

附 則

- この実施細則は、令和7年11月9日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路又はETCシステム取扱道路管理者においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。
- 令和5年12月19日付けETCシステム利用規程実施細則（以下「旧実施細則」といいます。）は、本実施細則の適用をもって廃止します。

なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとしします。

(3) 二輪車ETC登録規約

(目的)

第1条 この規約は、ETCシステム利用規程（以下「利用規程」といいます。）第3条第4号に基づき、ETCシステム取扱道路管理者である東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理するETCシステムに登録された二輪車でETCシステムを利用する者（以下「二輪車ETC登録者」といいます。）の個人情報等を六会社が取り扱うにあたり必要な事項を定めたものです。

(用語の定義)

第2条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、利用規程において使用する用語の例によるものとします。

(個人情報等の収集・保有)

第3条 二輪車ETC登録者は、六会社が次の各号に掲げる情報（以下これらを総称して「個人情報等」といいます。）を、第8条に定める措置を講じた上で収集・保有することに同意するものとします。

- 一. 申込者の氏名、住所及び電話番号の情報並びにこの規約に基づく届出又は電話等でのお問合せ等により六会社が知り得た氏名等の情報（申込者と登録しようとする二輪車の自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載されている使用者が異なる場合は、当該使用者の氏名及び住所の情報も含みます。）
- 二. 登録しようとする二輪車の自動車検査証（登録しようとする二輪車が軽自動車である場合は、軽自動車届出済証とします。）に記載の情報のうち、下表に定める情報

自動車検査証に記載されている情報	車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報
軽自動車届出済証に記載されている情報	車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報

- 三. 登録しようとする二輪車に取り付ける車載器の車載器管理番号、型式登録番号、製造者、型式の情報
- 四. 六会社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている情報
- 五. 官報や電話帳等の公開情報

(個人情報等の利用・提供)

第4条 二輪車ETC登録者は、六会社が次の各号に掲げる利用目的のために前条各号に定める個人情報等を利用することに同意するものとします。

- 一. 安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために利用する場合など、二輪車ETCサービス（二輪車でETCシステムを利用するサービスをいいます。以下同じです。）を提供するために利用する場合
 - 二. 二輪車ETCサービスに付随するサービスを提供するために利用する場合
 - 三. お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 - 四. 六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 - 五. 六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 - 六. 六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 - 七. 道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- 2 六会社は、二輪車ETC登録者の個人情報等を、次の各号に定める場合を除き、二輪車ETC登録者ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

- 一. 六会社以外の有料道路事業者（以下「他の事業者」といいます。）が、前項第1号又は第2号に定める目的のために利用する必要があると六会社に申し出た場合において、当該申し出を行った他の事業者に必要な最低限の情報を提供する場合
- 二. 二輪車ETCサービス及び付随するサービスの提供に必要な事務を委託するために、個人情報等の保護を誓約した委託先に必要最低限の情報を提供する場合
- 三. 法令により開示を求められた場合

(個人情報等の利用・提供)

第5条 六会社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号に規定する第三者提供の制限の例外として、個人情報等を共同して利

参考資料－3 ETC システム利用規程等

用することとし、共同して利用する項目等は次のとおりとします。

- 一. 共同して利用する個人情報等の項目：第3条に規定する個人情報等
- 二. 共同して利用する者の範囲：六会社（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）
- 三. 利用する者の利用目的
 - ・安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために用する場合など、二輪車ETCサービスを提供するために利用する場合
 - ・二輪車ETCサービスの提供に付随する業務に利用する場合
 - ・お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 - ・六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 - ・六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 - ・六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 - ・道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- 四. 当該個人情報等の管理について責任を有する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名：各共同利用者が責任を有します。第12条に記載のWEB サイトからご確認ください。

(個人情報等の変更等)

第6条 二輪車ETC登録者は、次の表に掲げる個人情報等に変更があった場合は、すみやかに、次表に掲げる届け出方法により第15条に定める事務局に届け出てください。

個人情報等	届け出方法	備考
氏名	所定の書面	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
住所	電話又は所定の書面	
電話番号	電話又は所定の書面	
車両情報	所定の書面	第3条第2号に定める情報
車載器情報	所定の書面	第3条第3号に定める情報

- 2 二輪車ETC登録者は、登録に係る二輪車を保有しなくなった場合、又は車載器を保有しなくなった場合は、すみやかに、所定の書面により第15条に定める事務局に届け出てください。
- 3 電話による個人情報等の変更等にあつては、本人確認を得ることとし、本人確認を以て、手続きにかかる同意があつたものとみなします。

(登録に係る通信費用等)

第7条 個人情報等の登録、又は変更、その他個人情報等に関するお問合せに係る二輪車ETC登録者からの通信費用及び郵送費用は二輪車ETC登録者の負担となります。

(個人情報等の適正管理)

第8条 六会社は、個人情報等の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、二輪車ETC登録者から信頼していただけるように、個人情報に関する法律等を遵守するとともに、次の各項目に定める事項を基本方針として、二輪車ETC登録者の個人情報等の保護に万全を尽くします。

1. 管理のための措置

- 一. 六会社がそれぞれ定める個人情報の保護に関する規程等にしがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、個人情報等を厳重に保護します。
- 二. 六会社は、二輪車ETCサービスに関して、二輪車ETC登録者により良いサービスを提供するために、個人情報等を正確かつ最新のものに保つよう努力します。
- 三. 六会社は、収集した個人情報等が第4条に掲げる利用目的の達成に必要ななくなった場合は、速やかに消去又は破棄します。
- 四. 六会社は、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報等の適切な管理を行います。

2. 個人情報等の処理に従事する者の責任

二輪車ETCサービス及び付随するサービスの提供に関して、個人情報等の処理を行う六会社の社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりしません。

3. 個人情報等の処理に関する外部委託

六会社は、第4条第2項の規定に基づき、委託先に個人情報等を提供する場合、個人情報等を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報等の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報等の漏えい

参考資料－3 ETC システム利用規程等

等の事故をおこさないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

4. 個人情報等の保護管理者

- 一. 六会社は、個人情報等を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。
- 二. 個人情報保護管理者は、個人情報等を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にします。

5. ご意見対応

六会社は、個人情報等の利用、提供、開示又は個人情報等の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報等の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

6. お問い合わせについて

個人情報等に関する手続きのお問い合わせについては、第15条に記載する窓口でお受けします。

(個人情報等の開示・訂正・削除)

第9条 二輪車ETC登録者は、六会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、二輪車ETC登録者自身の個人情報等を開示するよう請求することができます。この場合、六会社は、二輪車ETCサービス及び付随するサービスの提供に著しい支障をおよぼす場合又は他の法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれを二輪車ETC登録者に開示します。

2. 六会社は、個人情報等の開示を受けた二輪車ETC登録者から、開示に係る個人情報等の内容が事実でないという理由により内容の訂正又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じた上で、その結果に基づき、個人情報等の内容の訂正又は削除を行います。
3. 六会社は、前項の規定に基づき求められた個人情報等の内容について訂正若しくは削除を行ったとき、又は、訂正若しくは削除を行わない旨の決定をしたときは、当該二輪車ETC登録者に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

(個人情報等の開示等の請求手続き)

第10条 六会社は個人情報等の本人又はその代理人からの、次の内容の請求に対応します。

一. 開示等の請求の内容

- ・ 利用目的の通知
- ・ 開示
- ・ 内容の訂正、追加又は削除
- ・ 利用の停止、消去又は第三者への提供の停止

二. 開示等の請求先

六会社のいずれか一社（請求先は各高速道路会社により異なります。）

詳しくは第12条に記載の各高速道路会社のWEBサイトをご確認ください。

なお、個人情報等の開示等の請求は、請求先の高速道路会社の個人情報等に限らず、六会社全ての個人情報等を対象といたします。

(個人情報等の開示等の請求手続き以外のお問合せ)

第11条 お客様の個人情報等に関する手続きのお問い合わせ（個人情報等に関する開示等の請求手続きを除きます。）については、二輪車ETC登録事務局でお受けいたします。

お客様の通話においては、通話内容の確認とサービス品質向上のため、録音させていただきます。

(個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及び苦情のお問合せ窓口)

第12条 個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及びお問合せ窓口は以下に記載の各高速道路会社のWEBサイトからご確認いただけます。

- ・ 東日本高速道路株式会社

https://www.e-nexco.co.jp/privacy_policy/details.html

- ・ 首都高速道路株式会社

<https://www.shutoko.co.jp/policy/customer/>

- ・ 中日本高速道路株式会社

https://www.c-nexco.co.jp/privacy_policy/02.html

- ・ 西日本高速道路株式会社

<https://www.w-nexco.co.jp/privacypolicy/privacypolicy.html>

- ・ 阪神高速道路株式会社

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/policy/riyomokuteki.html>

- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社

https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/private/privacy.html

(規約に不同意の場合)

第13条 六会社は、二輪車ETC登録者が情報の全部又は一部の登録を拒否する場合及びこの規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、登録をお断りすることや登録の抹消の手続きをとることがあります。この場合、六会社は、二輪車ETC登録者に対する利用規程第3条第4号に定めるセットアップをお断りすることがあります。

(規約の変更)

- 第14条** 六会社は、二輪車ETC登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。
2. 六会社は前項の変更を行った場合、変更内容を六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。
 3. 六会社は、第1項の変更によって二輪車ETC登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

(取扱窓口)

第15条 個人情報等の開示等の請求手続き以外で、この規約に基づく各種手続き・お問合わせ・ご相談にかかる取扱窓口は、二輪車ETC登録事務局とし、連絡先及び受付時間は、この規約の適用時においては以下のとおりとします。

<二輪車ETC登録事務局>

〒222-8512 (※郵送の場合、住所記載不要)

電話番号 045-477-1160

受付時間 9時～17時

(土・日・祝休日(年末年始を含む。))を除きます。)

2. 六会社は二輪車ETC登録事務局の連絡先及び受付時間を変更した場合、六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。

附 則

- 1 この規約は、令和6年8月1日から適用します。
- 2 令和4年4月1日付け二輪車ETC登録規約(以下「旧規約」といいます。)は、

この規約の適用をもって廃止します。この場合、旧規約に基づき収集・保有された個人情報等は、この規約に基づき収集・保有されたものとみなします。また、二輪車ETC登録者による旧規約に基づく同意は、この規約に基づく同意とみなします。

(4) ETC2.0車載器 DSRC 部 使用規程

(目的)

第1条 ETC2.0車載器（ETCシステム（道路事業者が定める「ETCシステム利用規程」第2条に規定する仕組みをいいます。以下同じです。）を利用する機能、およびDSRC通信^{*1}を介して利用することができる各種サービス（以下「サービス」といいます。）を利用する機能を有する車載器をいいます。）のDSRC部（以下「車載器DSRC部」といいます。）^{*2}使用規程（以下「本規程」といいます。）は、車載器DSRC部を使用してサービスを利用する目的で、車載器DSRC部を自己の車両に取り付け、セットアップを行い、車載器DSRC部を使用可能な状態とする車載器使用者（以下「使用者」といいます。）に対し、車載器DSRC部のセキュリティと型式登録等業務に係る運用と管理を行う一般財団法人ITSサービス高度化機構^{*3}（以下「運用管理機関」といいます。）が、使用者の遵守すべき基本的事項を定めるものです。なお、本規程はETCについては規定していないため、ETCを利用する場合は、使用者は「ETCシステム利用規程」を遵守する必要があります。

***1 DSRC通信** 一般社団法人 電波産業会がARIB STD T75「狭域通信（DSRC）システム DEDICATED SHORT-RANGE COMMUNICATION SYSTEM」として制定した通信方式であり、スポット通信ともいう

***2車載器DSRC部** 一般社団法人 電子情報技術産業協会がJEITA TT-6002A「ITS車載器DSRC部標準仕様」として制定したDSRC部を適用範囲とする

***3 一般財団法人ITSサービス高度化機構** 高度道路交通システムサービスにおける有料道路自動料金収受システム及び狭域通信を応用したシステムに関するセキュリティ確保等の業務を通じて、道路利用者の利便性の向上と道路の効率的な利用に寄与することを目的として設立された一般財団法人「ITSサービス高度化機構」（ITS Technology Enhancement Association）のことをいう

(規程の遵守)

第2条 使用者は、サービスを利用する場合、本規程を遵守しなければなりません。また、個々のサービス（以下「個別サービス」といいます。）の提供者が利用上のお知らせ、注意事項、周知事項、告知、あるいは利用規程又は利用約款等の規約（以下「個別サービス利用規程・約款」といいます。）を制定している場合、当該個別サービスの利用にあたっては、使用者自身の判断でそれらを承諾し、遵守しなければいけません。

(車載器 DSRC 部の取得・取り付け・セットアップ)

第3条 使用者は、サービスを利用しようとする場合、サービスを利用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいい、以下「車両」といいます。）に車載器 DSRC 部を取り付け、サービスを利用するために必要な情報を車載器 DSRC 部に格納するセットアップ（以下「セットアップ」といいます。）を行わなければいけません。

- 2 使用者は、車載器 DSRC 部の取り付けとセットアップを行うにあたり、次の各号に掲げる手続が必要になります。
 - 一. サービスを利用する車両に対し、車載器メーカーが適合するものと定めた車載器 DSRC 部を購入その他の方法により取得すること。
 - 二. 前号で取得した車載器 DSRC 部を、車載器メーカーの示す方法により車両に取り付けること。
 - 三. 第一号で取得した車載器 DSRC 部に対し、運用管理機関が定める方法によりセットアップを行い、サービスを利用可能な状態にすること。
- 3 車載器 DSRC 部の取り付けとセットアップを行なうにあたり、使用者が本規程を遵守しない場合は、第2項第三号に掲げるセットアップを拒否されることがあります。

(車載器 DSRC 部の複数台取り付けの禁止)

第4条 車両内に、DSRC 通信を使用する車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）を複数台取り付けられた場合、第5条（DSRC 通信障害）に示す混信要因となり、双方の車載器 DSRC 部が正常に動作しない場合がありますので、複数台の車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）を取り付けてはいけません。このため、使用者は、取得した車載器 DSRC 部を取り付ける前に、すでに取り付けられた車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）がないことを確認（以下「複数台取り付けの確認」といいます。）しなければいけません。なお、ビルトイン装着の車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）が想定される場合は、第4項にしたがって措置してください。

- 2 複数台取り付けの確認は、セットアップ申込み時に確認しなければいけません。
- 3 中古で購入した車両または譲渡を受けた車両等に新たに車載器 DSRC 部を取り付ける場合、複数台取り付けの確認には、特に注意してください。
- 4 車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）のビルトイン装着が想定される車両は、事前に車両販売ディーラ等に確認し、必要な措置を講じてください。
- 5 第2項から第4項による確認等を行なっても、複数台の車載器 DSRC 部（または ETC 専用の車載器）が取り付けられていないことを保証するものではありません。

ん。サービスの利用時等において複数台取り付けが確認されたときは、使用者は、速やかに混信要因を取り除いて利用してください。

(DSRC通信障害要因)

- 第5条** 車載器DSRC部は、DSRC通信を介してサービスを利用することができます。しかし、電波は周囲環境等の影響を受けるため、100%確実に通信できることは保証されていません。このため、通信状況によってはサービスを受けられないことがあります。
- 2 車載器DSRC部の取り付け位置の近傍に電波を反射する金属製の板または機器類等がある場合は、電波の反射によるDSRC通信不良の要因となりますので、取り付け位置の近傍に、電波を反射するおそれのある金属製の板または機器類等を置かないでください。
 - 3 車載器DSRC部（またはETC専用の車載器）の複数台取り付けは、電波の混信によるDSRC通信不良の要因となります。
 - 4 第2項及び第3項以外にも、近傍車両による遮蔽及び反射、近傍車両に取り付けられた車載器DSRC部との混信等による通信障害等、周囲環境によりサービスが利用不能となる事態が発生することがあるため、使用者ご自身の責任においてサービスを利用しなければいけません。
 - 5 車載器DSRC部のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはけません。
 - 6 熱反射ガラス等が装着されている車両は、正常な通信ができない場合があります。事前に車両販売ディーラ等に相談し、必要な措置を講じてください。

(車載器DSRC部の取扱い)

- 第6条** 使用者は、車載器DSRC部の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。
- 2 車載器DSRC部を他の車両に付け替えた場合、車両のナンバープレートが変更になった場合、車両を牽引できる構造に変更した場合等には、再セットアップをしなければいけません。

(サービス利用上の注意)

- 第7条** サービスの利用方法は利用する個別サービスにより異なります。利用に際しては、個別サービス提供者が個別サービス利用規程・約款を制定している場合、それらを遵守しなければいけません。
- 2 車載器DSRC部の種類によって受けられる個別サービスと受けられない個別

サービスがあります。車載器DSRC部を取得する前に、車載器DSRC部の説明書等によりあらかじめ確認し、取得する車載器DSRC部を選択してください。

(免責等)

第8条 セットアップ事業者（セットアップ登録店）は車載器DSRC部へのセットアップ行為について、第4条（車載器DSRC部の複数台取り付けの禁止）及び第5条（DSRC通信障害要因）に起因するサービス利用上の不利益については、一切の責任を負いません。

2 運用管理機関及び車載器メーカー並びにセットアップ事業者（セットアップ登録店）は、個別サービス利用に際して使用者が本規程に従わないで被った損害については、一切の責任を負いません。個別サービス提供者が提供する個別サービス固有のトラブルと想定される場合は、当該サービス提供者と協議し解決してください。また、車載器DSRC部の不具合に起因すると思われる動作不良につきましては、車載器メーカーに問合せってください。

附 則

1 本規程は、平成 28年7月1日から適用します。

(5) 車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下、「道路管理者」と言います。)は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集する車載器のID付きプローブ情報の利用や取り扱いの方針について、次の通り定めます。

車載器のID付きプローブ情報を提供いただくことで、経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇することなどが期待されます。

1. 車載器のID付きプローブ情報

- (1) ここで「車載器のID付きプローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴など「プローブ情報」に車両を特定するための「車載器のID」を付与した情報で、道路管理者が管理するITSスポット（DSRC 路側無線装置）^{*1}と通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

※1：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。

- (2) 「車載器のID付きプローブ情報」として収集される情報は次のとおりです。^{*2}
- ・ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報（無線機に関する情報（製造メーカ、型番等）、カーナビゲーションに関する情報（製造メーカ、型番等））
 - ・車両に関する情報^{*3}
 - ・走行位置の履歴^{*4}
 - ・急な車両の動きの履歴^{*4}

※2：ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合がありますため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。

※3：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。車両を特定するための車載器のIDに関する情報や自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については

4桁の一連番号は含まれません（例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。）。

※4：走行開始地点や走行終了地点は収集されません。

2. 車載器のID付きプローブ情報の利用目的

- (1) 渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する等の経路情報を活用したサービスが実用化した場合、道路管理者は車載器のID付きプローブ情報を当該サービスの提供に利用します。
- (2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を、経路情報を活用したサービスの有効性検証等のために利用する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1) または (2) の目的以外で車載器のID付きプローブ情報を利用しません。

3. 車載器のID付きプローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット^{*1}によって、車載器のID付きプローブ情報を収集する場合があります。
- (2) ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により1.(2)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択できる場合があります。^{*5}

※5：ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者へ車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択は行えません。また、ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、道路管理者からのお知らせとお願いとして周知している「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」におけるプローブ情報の収集についても同様に、設定により道路管理者への情報の提供を拒否する選択は行えません。「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」はETC2.0車載器の説明書または道路管理者Webサイト等に掲載されています。ETC2.0車載器を取得する前に、車載器の説明書等によりあらかじめ確認し、取得するETC2.0車載器を選択してください。

- (3) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択をした場合、2.(1)の経路情報を活用したサービスによる優遇は受けられ

ません。^{※6}

※6：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは経路情報を活用したサービスによる優遇が受けられません。

4. 車載器のID付きプローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2. (1) 及び (2) の目的のため、収集した車載器のID付きプローブ情報を個別の車両を特定できないよう統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、車載器のID付きプローブ情報又はこれらを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカー等に提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1) 及び (2) 以外で車載器のID付きプローブ情報を第三者に提供しません。

5. 車載器のID付きプローブ情報の取り扱い等

- (1) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報が不要となった時点で、当該車載器のID付きプローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報の提供先における情報の安全管理および提供した情報が不要となった時点で情報を消去することについて、提供先を適切に指導します。

6. 問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室
03-5253-8111 (代)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社

2015年7月現在

(6) プローブ情報の利用及び取り扱いについて

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下、「道路管理者」と言います。）は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビからプローブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いについて、次の通りお知らせします。

プローブ情報をご提供いただくことで、より精度の高い道路交通情報などをドライバーの方々に提供することなどが可能となり、道路がより使いやすくなると期待されます。また、交通事故の削減や道路渋滞の緩和など環境負荷低減の取り組みにも活用する予定です。

なお、道路管理者はこのお知らせを変更することがあります。この場合には変更後のお知らせを道路管理者Webサイト等に掲載します。

1. プローブ情報

- (1) ここで「プローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報で、道路管理者が管理するITSスポット（DSRC路側無線装置）^{*1}と無線通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

なお、このプローブ情報から車両又は個人を特定することはできません。プローブ情報として収集する情報は次の通りです。^{*2}

- ・ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報（無線機に関する情報（製造メーカー、型番等）、カーナビゲーションに関する情報（製造メーカー、型番等））
- ・車両に関する情報^{*3}
- ・走行位置の履歴^{*4}
- ・急な車両の動きの履歴^{*4}

※1：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。

※2：ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があるため、このようなサービスを利用する場合には、その利用者取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サー

ビスを利用してください。

- ※3：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報の一部です。
なお、この情報に、車台番号や、自動車登録番号又は車両番号の4桁の一連番号は含まれないため、車両又は個人を特定することはできません（例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。）。
- ※4：走行開始地点や走行終了地点などの個人情報にかかわる情報は、収集されません。

2. プローブ情報の利用目的

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。^{※5}
※5：例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます。
- (2) 道路管理者は、(1) の目的以外でプローブ情報を利用しません。

3. プローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット^{※1}によって、プローブ情報を収集する場合があります。
- (2) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により、1. (1) で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択することができます。^{※6※7} 選択の方法はETC2.0及びITSスポット対応カーナビの取扱説明書をご覧ください。
※6：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。
※7：ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す情報の提供を拒否する選択を行えません。
- (3) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供することで、

これを利用した様々な追加サービスの提供を受けられる場合があります。

4. プローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2. (1) の目的のため、プローブ情報を統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、プローブ情報又はこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1) 及び (2) 以外でプローブ情報を第三者に提供しません。

5. プローブ情報の取り扱い

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、プローブ情報が不要となった時点で、当該プローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。

6. 問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室
03-5253-8111 (代)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、
首都高速道路株式会社保全・交通部管制技術グループ、阪神高速道路株式会社
情報システム部システム技術課、本州四国連絡高速道路株式会社保全計画部保
全管理課、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社
2015年7月改定

2014年10月改定

2010年10月現在

参考資料－４ 一般財団法人 ITS サービス高度化機構の役割

(1) 機構の歩み

1) 財団法人道路システム高度化推進機構（ORSE）の設立

全国の有料道路を一つのシステム（ETC）で共通に利用でき、プライバシーの保護と確実な料金収受を実現するとともに、個々の機器製造者やカード会社等の自由な参入を促しつつ中立的かつ公正な運営を行うため、情報安全確保規格等を含むETCセキュリティを専門的かつ一元的に扱う公的な第三者機関として、「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」（平成11年8月2日 建設省令第38号）（以下「省令」という。）に基づき、平成11年9月2日に財団法人道路システム高度化推進機構（略称ORSE）が設立された。

省令では、財団は次に掲げる業務を行うことと定められている。

イ 情報安全確保規格の提供を代行すること

ロ 対価を得て識別処理情報の付与を行うこと

上記に基づきORSEは、有料道路事業者との間で識別処理情報の付与や情報の安全確保等に関する協定を締結して、業務を遂行してきた。

2) 一般財団法人への移行

ORSEは新公益法人制度に対応して、平成24年12月27日に内閣総理大臣に対して一般財団法人への移行の認可申請を行い、平成25年3月22日に一般財団法人への移行が認可され、4月1日（移行登記日）より一般財団法人道路システム高度化推進機構へと移行した。

3) ISPAと合併しITS-TEAへ

ETCとDSRCが一体となったITSサービスの高度化、効率化を推進し、一層の普及促進並びにサービス向上を実現するため、ORSEは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、一般社団法人ITSサービス推進機構（ISPA）と合併し、平成26年9月1日に一般財団法人ITSサービス高度化機構（ITS-TEA）と改称した。

(2) 機構の役割

ITS-TEAは、定款に基づき、主に以下の8つの業務を行っている。

1) ETCシステムに関する情報安全確保規格の提供

① ETC関連機器製造の事業者等への開示

ETCセキュリティ標準規格書等の情報安全確保規格は、ETC関連機器である路側機、車載器及びETCカードを開発・製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なものである。同規格の制定者である国土交通省及び有料道路事業者を代行して、これらETC関連機器を開発・製造又は供給する事業者と守秘義務契約を交わして、同規格の開示提供を行っている。

② 地方道路公社への開示

地方道路公社に対して、情報安全確保規格のうち、路側機等の導入・運用のために必要なETCデータナンバリング規格書の開示提供を行っている。

2) ETCシステムに関する識別処理情報の付与

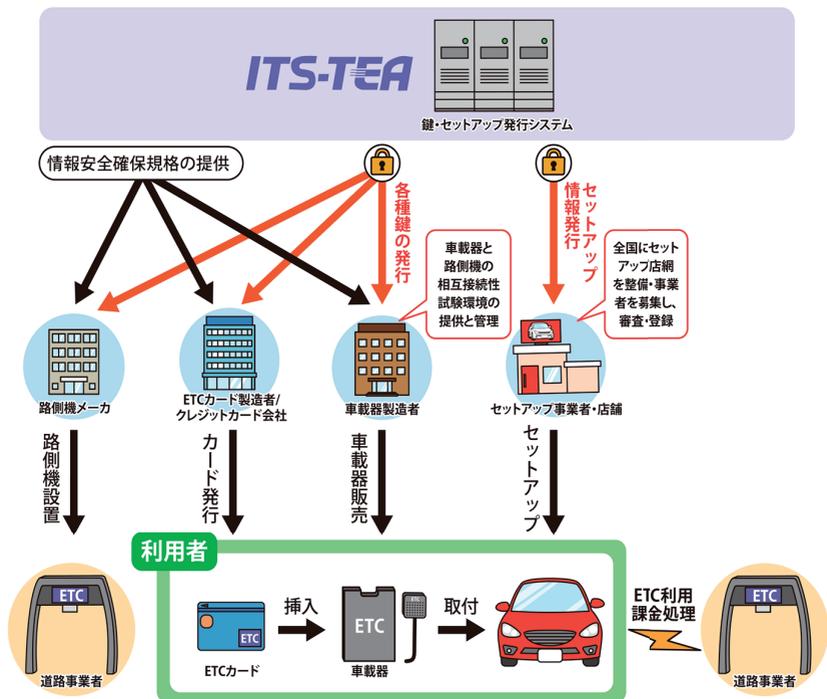
ETCシステムにおける情報の安全確保のため、省令及び有料道路事業者との協定に基づき、関連機器に付与する識別処理情報の発行を、適正な対価を得て行っている。

① 識別処理情報の発行

料金を納付しようとする運転者等の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報を識別処理情報という。この識別処理情報を発行するシステムを整備・運用し、高度なセキュリティ管理のもとで、ETCカード用、車載器用及び路側機用に各々発行している。

② セットアップ情報の発行

ETCシステムでは、ETCの安全な利用と正常な料金徴収を行うためにETCを利用する車両を特定する車両情報と、交信される情報を改竄・盗聴・なりすまし等から防止する暗号情報を併せてETC車載器に格納する。この車載器に格納する情報をセットアップ情報といい、セットアップ店での車検証情報等の入力に基づきITS-TEAが整備・運用しているセットアップシステムにより生成・発行している。



ITS-TEAが発行する識別処理情報によるセキュリティ確保のしくみ

③セットアップ体制の整備・維持

セットアップは高度なセキュリティ処理を施す作業となるため、技術や信頼性等についての審査に合格した法人に限定して実施している。利用者の利便性と安全性を確保するために、セットアップ店を全国から募集し、審査を経てセットアップ店として登録している。

3) DSRCシステムのセキュリティに関する環境の提供と運用

DSRCシステムのセキュリティを維持するため、有料道路事業者、DSRC路側機メーカー及びETC2.0車載器メーカーに対して、必要な識別情報の発行を行っている。また、DSRCサービスに関する運用課題の解決・改善や意見調整の場として各種の分科会及びワーキンググループ活動の支援を行っている。

4) ETCシステム及びDSRCシステムに関する標準化

①試験環境の運営

車載器メーカーが実施する相互接続性試験について適正な管理運営に努めている。また、有料道路事業者、車載器メーカー、路側機メーカー、ETCカード発行者等の申請に基づいてETCカード用試験鍵、車SAM用試験鍵、車載器検査用カード、試験用セットアップカード及び試験用ETCカード等を貸与するとともに、必要に応じて試験カードを作製している。

試験鍵等の種類と主な使用用途

試験鍵等の種類	主な使用用途			
	車載器 試験	路側機 試験	相接試験	セットアップ 後検査
ETCカード用試験鍵	○	○		
車SAM用試験鍵	○			
路SAM用試験鍵		○		
試験用セットアップカードA	○	○		
試験用セットアップカードB	○	○		
試験用セットアップカードC	○	○	○	
試験用ETCカードA	○	○	○	
試験用ETCカードB	○	○	○	
ETC車載器検査用カード				○
DSRC試験用セットアップカード	○	○	○	
DSRC試験用路側識別情報	○	○		

②車載器の型式登録

ETCシステム及びDSRCシステムの円滑な運用に資するため、セットアップ情報は、型式登録されている車載器に対して発行している。

相互接続性試験等により相互接続性が確認され、相互接続性確認番号の付与を受けた車載器に対して、車載器メーカーの申請に基づいて型式登録番号を付与している。

③ETCシステム及びDSRCシステムの導入・運用の支援

導入・運用の円滑化に向けて、以下の支援等を行っている。

- i) 有料道路事業者に対するETC導入・運用の支援
- ii) ETCセキュリティ協議体の活動を通じた有料道路事業者間の情報共有

に関する支援

iii) ETCシステム及びDSRCシステム関連機器の開発を検討している事業者等に対する導入の支援

④ETC及びDSRC技術の標準化等の推進

ETC運用連絡会議等の活動を通じて、有料道路事業者、車載器メーカー、ETCカード発行者等ETC関係者間の情報の交換と共有化を進める等、ETC技術の標準化に努めている。

また、DSRCではDSRC運用連絡会議等の活動を通じて、DSRC路側機メーカー、車載器メーカー、カーナビメーカー等DSRC関係者間の情報交換や共有を進めている。

⑤国際標準化活動の支援

ETCに関連する国際標準化活動を進めている公益社団法人自動車技術会が主催するITS標準化委員会等に参加し、その活動を支援している。

5) ETCシステム及びDSRCシステムの普及促進

ETCシステム及びDSRCシステムの普及促進に向けて、以下の支援を行っている。

①普及促進方策の推進

国土交通省、有料道路事業者、車載器メーカー、自動車メーカー、ETCカード発行者、セットアップ事業者等のETC関係者と連携し、市場動向を踏まえた普及促進策の支援を行っている。

また、ETC割引制度の改定や安全走行の啓発等の利用者への周知について、ETC運用連絡会議の活動やETC総合情報ポータルサイト、各種広報物等を通じて支援を実施している。

②広報活動の展開

「ETC総合情報ポータルサイト」を運営し、有料道路事業者等から発信されるETCに関する各種情報（割引情報、安全利用等）を一元的にまとめて掲載するとともに、「セットアップ店検索」や「車載器管理番号の確認方法」等も掲載（平成28年9月にITS-TEAホームページより移設）して、利用者への有用かつわかりやすい情報発信を行っている。さらに、広報物として「ETCガイドブック」や「ETC2.0お役立ち！ハンドブック」等を制作し、利用者へ配布している。

また、ETC、ETC2.0、DSRCの認知度向上や安全利用の理解を深めるため、

「ETCロゴ」、「ETC2.0ロゴ」、「DSRCロゴ」や「安全アイコン」を定めて商標登録し、適正な活用を推進している。

③利用者への支援

利用者からのETCやETC2.0に関する一般的な問合せを受付ける「ETCお問い合わせ窓口」を運営している。また、問合せ内容の分析や、クレーム対応についての関係者間の調整支援などを行い、窓口対応をより充実させて利用者へのサービス向上に努めている。

6) ETCシステム及びDSRCシステムの技術の高度化に関する調査研究及び開発

①ETCセキュリティの確保等

ETCシステムにおけるセキュリティの高度化について、近年のセキュリティ技術の動向等を踏まえ、暗号アルゴリズムに対する最新の脅威、鍵等の秘密情報に対する脅威に対してその対応の要件を調査するとともに、将来に向け最新の技術を活用したETCセキュリティの確保と向上に関する調査研究を進めている。

②相互接続性に関する調査研究

ETCの運用性向上に向け、有料道路事業者の試験装置更新に合わせより一層の効率的な相互接続性試験に関する試験要領等の検討を行っている。

また、ETC2.0の運用性向上に向け、効率的な相互接続性試験に関する試験要領等の検討を行っている。

③ETC及びETC2.0の利用実態及び利用者へのサービス向上に関する調査研究

利用者へのサービス向上の検討に資するため、ETC及びETC2.0市場の基礎調査として、車籍地別車種別の普及状況調査、車載器の利用実態調査、車載器の市場価格調査、新規セットアップ及び再セットアップ需要実態調査、利用者及び事業者へのアンケート等に基づくセットアップ市場構造の調査等を継続的に行っている。

7) ETCシステム及びDSRCシステムの技術に関する情報収集・提供及び関係機関・団体との交流

①ETC技術の標準化の推進

国内外のETC関連技術動向調査を実施するとともに、外部研究会等を通じて関係者間の交流を図る等、ETC関連技術の情報収集に努め、ETCに関する

知識・情報の共有化を図り、その成果をETC関係者等に積極的に配信している。

②関係機関・団体との交流

以下のETC関係者の会議等に事務局等として参加し、ETCの品質向上、運用の円滑化、普及及びセキュリティ確保やETC多目的利用の推進、DSRCサービスの普及等を目的として、関係者との情報共有及び連携に努めている。

- i) ETC運用連絡会議及び分科会の事務局として、その活動を支援する。
- ii) セットアップ事業者連絡会の事務局として、その活動を支援する。
- iii) ETCセキュリティ協議体の事務局として、その活動を支援する。
- iv) DSRC運用連絡会議及び分科会の事務局として、その活動を支援する。
- v) 地方自治体や国土交通省等が主催する国内外のITS関係会議等に参加し、関係者との情報共有化と連携に努める。

8) ETCシステム及びDSRCシステムの技術の活用

①ETC及びDSRC技術の活用に関する調査研究

ETC及びDSRC技術の活用拡大に向けて、安全運転支援システム等の関連する事項も含めて技術面、制度面等の課題を整理し、課題解決のための調査研究を行っている。

②ETCの民間等での利用に関する取組み

車載器を駐車場等の料金決済など、民間サービスで使用するため、ネットワーク型ETC技術を用いた料金決済について、高速道路会社との協定に基づき、識別処理情報の発行を行っている。

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成5年	6月		建設省策定の「道路技術5箇年計画」において、次世代道路交通システムのテーマの一つとして位置付けられ、本格的な検討がスタート	
平成6年	7月	11日	「ノンストップ自動料金徴収システムの技術に関する研究開発方法検討委員会」を設置（建設省）	
	9月	6日	「ノンストップ自動料金徴収システム共同研究推進委員会」を設置（建設省、道路四公団）	
	9月	7日	ETC評価委員会発足	
	11月	1日	共同研究の官報掲載・提案要求書発行	
平成7年	3月	31日	共同研究の公募締切（25者が応募）	
	6月	15日	10者（企業又はコンソーシアム）と共同研究協定を締結	
平成8年	3月	31日	共同研究の完了	
	8月	8日	共同研究報告書の公表（記者発表・資料公開）	
	11月～12月		建設省土木研究所において検証実験	
平成9年	3月	24日	郵政省電気通信技術審議会にてETCの電波技術審議が完了、答申が出る	
	3月	31日	小田原厚木道路の小田原料金所における試験運用の開始（～平成10年3月迄）	
	9月	22日	郵政省電波監理審議会にてETCの省令改正案を審議し、答申される	
	12月	19日	東京湾アクアラインでの試験運用の開始	
平成10年	3月		ETC仕様書案（0.5版）の官報公告・意見招請の実施（5月締切）	
	11月		ETCのセキュリティシステムに関する情報招請の実施	
	12月		ETC仕様書案（追補版）を制定	

参考資料－5 ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 11年	3月		ETCセキュリティ標準規格書（評価版） 開示の官報公告の実施	
	3月	29日	「料金徴収施設設置基準（案）」を建設省 道路局長から有料道路事業者等に通達	
	4月	14日	ETC運用検討会	
	4月	19日	ETC決済にかかるクレジットカード会 社の選定についての公募（官報公告・ 記者発表）	
	6月	3日	ETC運用検討会取りまとめ	
	7月		道路四公団がETC仕様書（1.0版）を 発行	
	7月	15日	ETC設立準備室設置 （財）道路新産業開発機構内	
	8月	2日	有料道路自動料金収受システムを使用 する料金徴収事務の取扱いに関する省 令の公布	
	8月	6日	（財）道路システム高度化推進機構 （ORSE）設立発起人会開催	
	8月	6日	ORSE設立許可申請（建設大臣申請）	
	9月	2日	ORSE設立許可、業務開始	
	9月	10日	ETC決済にかかるクレジットカード会 社（11社）との契約書・協定書の締結	
	10月	26日	試行運用対応の相互接続性試験開始	
	11月	1日	ORSEの情報発行システム火入れ式	
	11月	17日	識別処理情報発行開始（第1号鍵）	
	11月	26日	セットアップカード発行業務開始	
	12月		ARIB STD-T55 1.2版「有料道路自 動料金収受システム 標準規格制定」 （（社）電波産業会）	
	12月	10日	日本道路公団主催のETC設備現地設置 式	
12月	21日	道路四公団からETCシステム利用規程 を公告		
12月	27日	日本道路公団千葉地区及び首都高速の 一部でETC総合試験開始		

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成12年	1月	28日	ETC車載器セットアップ事業者募集官報公告（ORSE）	
	3月	24日	「有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針」の公表	
	4月	24日	日本道路公団の千葉地区、及び首都高速の一部でETC試行運用開始	
	6月	2日	ETC車載器セットアップ事業者募集説明会（ORSE）	
	6月	12日	ETC車載器セットアップ事業者募集開始（ORSE）	
	6月	28日	日本道路公団の沖縄自動車道にてETC試行運用開始	
	7月	3日	地方道路公社向け第1回ETC説明会（ORSE）	
	8月	10日	道路審議会有料道路部会のETC普及促進策公表	
	10月	26日	相互接続性試験「走行試験」の実施	
	11月	30日	道路審議会が「都市高速道路の料金体系のあり方等についての答申」を発表	
平成13年	1月	29日	ETC運用連絡会議	
	2月	9日	首都高速の2料金所（三ツ沢集約・狩場集約）で試行運用拡大	
	3月	1日	全国を対象に、オンライン方式、オフライン方式併用によるセットアップ事業者募集受付開始	
	3月	19日	ETCに使用する車載器の相互接続性試験の実施に関する官報告知	
	3月	26日	ETC運用連絡会議「ETC車載器標準仕様書（初版）」制定オフライン方式によるセットアップ情報の発行開始（ORSE）	
	3月	30日	日本道路公団の千葉・沖縄地区の高速道路等及び首都高速の一部においてETCサービス開始	
	4月	17日	電波法施行規則の改正	
	5月	15日	日本道路公団東京第三管理局にて、第1回の相互接続性試験実施（ORSE）	

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 13年	5月	28日	オンライン方式によるセットアップ情報の発行開始（ORSE）	
	6月	11日	ETCの普及促進のための期間限定特別割引の基本的枠組みを公表	
	6月	22日	ETC運用連絡会議	
	7月	17日	ETC愛称コンテスト開始	
	7月	23日	ETCのサービス料金所 三大都市圏に拡大（146料金所）	
	8月	20日	ETC決済にかかるクレジットカード会社の選定についての追加公募（官報公告・記者発表）	
	8月	29日	首都高速舞浜サービス開始	
	8月	30日	セットアップ事業者連絡会設立総会	
	8月	31日	セットアップ登録店、1万店突破	
	9月	6日	ARIB STD-T75 1.0版「狭域通信(DSRC)システム標準規格」制定（(社)電波産業会） ARIB TR-T16 1.0版「狭域通信(DSRC)システム陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件 技術資料」制定（(社)電波産業会）	
	10月	22日	首都高速湾岸5期開通に合わせて神奈川地区料金所サービス拡大	
	10月	23日	首都高速道路公団で環境ロードプライシングの試行運用開始	
	10月	26日	ETC運用連絡会議	
	11月	1日	阪神高速道路公団で環境ロードプライシング及び乗り継ぎ割引の試行運用開始	
	11月	1日	ETC期間限定特別割引の受付開始	
	11月	22日		ETC車載器総セットアップ累計件数 10万件突破
	11月	28日	ETCの愛称が「イーテック」と決定	
	11月	30日	全国サービス料金所の拡大(全国616カ所) ETC期間限定特別割引開始	
	12月	4日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 10万件突破
12月	6日	ETC決済にかかるクレジットカード会社（追加3社）との契約書・協定書の締結		
12月	25日	ETC運用連絡会議 相互接続性試験要領書（初版）制定		

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成14年	1月	1日	ARIB STD-T55/TR-T8対応ETC車載器相互接続性試験要領書をVer3.0に改定 ARIB STD-T75/TR-T16対応ETC車載器相互接続性試験要領書を新規制定(Ver1.0) フリーフロー用屋外2アンテナ相互接続性試験手順書を制定(Ver1.0)	
	3月	31日	ARIB STD-T55/TR-T8対応ETC車載器相互接続性試験要領書(Ver3.0)適用廃止	
	4月	25日	ETC運用連絡会議	
	5月	1日	ARIB STD-T75/TR-T16対応ETC車載器相互接続性試験要領書をVer2.0に改定	
	5月	17日	第2回セットアップ事業者連絡会総会	
	7月	1日	首都高速道路公団でETC特定区間割引開始	
	7月	19日	ETC車の通行料金が約23%割引になる「東京湾アクアラインにおける社会実験」の試験運用開始	
	7月	19日	ETC前払割引開始	
	10月	23日		ETC車載器総セットアップ累計件数 50万件突破
	11月	19日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 50万件突破
	12月	25日	ETC料金所全国759カ所に拡大	
平成15年	2月	20日	神戸市道路公社ETCサービス開始	
	3月	31日	ETC料金所全国約850カ所に拡大	
	5月	16日	第3回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	10日		ETC車載器総セットアップ累計件数 100万件突破
	6月	18日	ETCモニターリース等支援制度を開始	
	6月	24日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 100万件突破
	7月	19日	長距離割引社会実験を開始(～平成16年3月18日迄)	
	10月	16日	ARIB TR-T17 1.0版「狭域通信(DSRC)アプリケーションサブレイヤ陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件技術資料」制定((社)電波産業会)	
11月	28日	首都高速ETC夜間割引社会実験開始(～平成16年3月31日迄)		

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 16年	1月	20日	障がい者割引に対するETC走行開始	
	2月	24日	宮城県道路公社ETCサービス開始	
	3月	1日	名古屋高速道路公社ETCサービス開始	
	3月	28日	大阪府道路公社ETCサービス開始、同時にETC連続利用割引を実施	
	4月	1日	本州四国連絡橋公団ETCサービス開始 ETC料金所全国1217カ所に拡大	
	4月	2日	千葉県道路公社ETCサービス開始	
	4月	16日	ETC総合情報ポータルサイトの開設	
	4月	21日	第1回ETC運用連絡会議総会	
	4月	25日	ETC利用照会サービスの運用開始	
	4月	27日	首都高速ETC夜間割引社会実験再開	
	5月		富山県道路公社がETCの運用を開始	
	5月	19日	第4回セットアップ事業者連絡会総会	
	5月	25日	ARIB STD-T88 1.0版「狭域通信(DSRC)アプリケーションサプレイヤ標準規格」制定((社)電波産業会)	
	10月	1日	愛知県道路公社ETCサービス開始	
	11月	1日	日本道路公団深夜割引開始	
11月	24日	阪神高速道路公団期間限定ETC普及促進割引開始		
11月	25日	首都高速ETC前払割引開始		
平成 17年	1月	1日	阪神高速道路公団期間限定阪神高速ETCポイント割引開始	
	1月	10日		ETC車載器総セットアップ累計件数 500万件突破
	1月	11日	日本道路公団ETC通勤割引及びETC早朝夜間割引開始	
	2月	9日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 500万件突破
	2月	23日	茨城県道路公社ETCサービス開始	
	3月	1日	ETCお問い合わせ窓口の運営開始	
	4月	1日	日本道路公団 ETCマイレージサービス開始 日本道路公団、本州四国連絡橋公団 大口・多頻度割引開始 ETC首都高速5%OFFキャンペーン開始(～平成17年9月30日迄) ETC料金所全国1261カ所に拡大	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 17年	4月	28日	ETC車載器リース制度開始 二輪ETCモニター試験運用開始	
	5月	13日	第2回ETC運用連絡会議総会	
	5月	18日	第5回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	1日	本州四国連絡橋公団 ETC特別割引開始	
	9月	26日	阪神高速道路公団 ETC化キャンペーン	
	10月	1日	日本道路公団民営化 首都高速道路公団民営化 阪神高速道路公団民営化 本州四国連絡橋公団民営化 首都高速道路(株) 曜日別時間帯別割引開始 首都高速道路(株) お得意様割引開始 阪神高速道路(株) ETCマイレージサービス開始 阪神高速(株) 多頻度割引開始 阪神高速道路(株) 平日時間帯割引／土曜・休日割引開始	
	11月	22日	ITS FORUM RC-004 1.0版「狭域通信(DSRC)基本アプリケーションインタフェース仕様ガイドライン」制定 (ITS情報通信システム推進会議)	
	11月	29日	ETCパーソナルカードの受付開始	
	12月	1日	無線設備規則の改正(スプリアス発射の強度の許容値の改正)	
	12月	25日		ETC車載器総セットアップ累計件数 1,000万件突破
平成 18年	1月	20日	阪神高速道路(株)ETC化キャンペーン(民営化記念第2弾 ETC1000万台達成記念)	
	2月	1日	名古屋高速道路公社 ETCマイレージサービス開始 名古屋高速道路公社 ETCコーポレートカード割引開始 名古屋高速道路公社 ETC日曜・祝日割引 名古屋高速道路公社 ETC端末特定区間割引 名古屋高速道路公社 ETC利用促進キャンペーン	
	2月	8日	首都高速道路(株)今こそETCキャンペーン	

参考資料－５ ETC 総年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 18 年	3月	13日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 1,000万件突破
	4月	1日	利用車番号サービス開始 福岡北九州高速道路公社ETCサービス 開始 福岡高速ETC利用促進キャンペーン開始	
	4月	28日	二輪ETCモニター試験運用開始	
	5月	23日	第6回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	1日	兵庫県道路公社ETCサービス開始	
	6月	14日	第3回ETC運用連絡会議総会 「カード性能ガイドライン耐熱性、静電 気編」制定 「新規開発ETCカードの確認試験実施 要領書」制定	
	7月	10日	阪神高速道路(株)ETC化キャンペーン	
	9月	1日	愛知県道路公社 ETCマイレージサー ビス開始	
	10月	1日	スマートIC全国18カ所で本格導入	
	10月	1日	宮城県道路公社 ETCマイレージサー ビス開始	
	11月	1日	二輪車ETC本格運用開始 二輪車ETC車載器リース制度開始 福岡県道路公社ETCサービス開始	
	11月	10日	阪神高速・西日本高速民営化1周年記 念共同謝恩キャンペーン	
	11月	24日	阪神高速二輪車ETC化キャンペーン	
	12月	2日	阪神高速道路(株) 距離別料金社会実験 開始	
12月	3日	首都高速道路(株) 距離別料金社会実験 開始		
12月	25日	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・ 西日本高速道路(株)ETC車載器リース制 度開始		

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成19年	2月	1日	東日本高速ETCご利用応援キャンペーン開始 中日本高速ETC普及促進謝恩キャンペーン開始	
	2月	19日	阪神高速・西日本高速共同謝恩キャンペーン	
	2月	22日	栃木県道路公社ETCサービス開始	
	3月	1日	関西国際空港(株)ETCサービス開始	
	4月	1日	ETCらくらく導入キャンペーン開始	
	4月	1日	スマートIC全国13カ所で本格導入 (計31カ所)	
	5月	16日	第7回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	8日	高速道路ネットワークの更なる有効活用に向けた料金実験開始	
	6月	11日	第4回ETC運用連絡会議総会 「ETC普及促進施策告知手順ガイドライン」制定	
	8月	19日	首都高速道路(株) 日祝距離別割引社会実験の開始(～平成20年5月6日迄)	
	11月	1日	首都高速道路(株) 距離別割引社会実験の平日適用開始(～平成20年1月31日迄)	
11月	9日	福岡高速ETC車載器キャンペーン開始		
	11月	10日		ETC車載器総セットアップ累計件数 2,000万件突破
平成20年	2月	1日	首都高速道路(株) 平日時間帯別割引社会実験開始	
	4月	15日	広島高速道路公社ETCサービス開始	
	5月	2日		二輪車ETC車載器 総セットアップ累計件数 10万件突破
	5月	11日	首都高速道路(株) 日曜・祝日割引社会実験開始	
	5月	12日	第11回ETC運用連絡会議 「ETC車載器標準仕様書(二輪車改訂)」制定 「ETCシステム障害に関する対応手順」制定	
	5月	23日	第5回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	3日		二輪車ETC車載器 新規セットアップ累計件数 10万件突破

参考資料－5 ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成 20年	6月	18日	(社) ITSサービス推進機構 (ISPA) 設立	
	9月	1日	山口県道路公社ETCサービス開始	
	9月	13日	京都府道路公社ETCサービス開始	
	10月	1日	長崎県道路公社ETCサービス開始	
	10月	14日	安心実現のための緊急総合対策による 高速道路料金引下げ開始 本州四国連絡高速道路(株) 本州四国連 絡道路における料金社会実験開始	
	11月	1日	北九州市道路公社ETCサービス開始	
	11月	18日	二輪車ETCオンライン (Web) セット アップシステム運用開始	
平成 21年	2月	28日	首都高速道路(株) スマートPA (仮称) サービス実験開始 阪神高速道路(株) ETCを利用した路外 パーキング (仮称) サービス実験開始	
	3月	12日	(財) 高速道路交流推進財団 ETC車載 器新規導入助成開始	
	3月	20日	生活対策による休日特別割引開始	
	4月	16日	奈良県道路公社ETCサービス開始	
	4月	24日	阪神高速道路(株) 路外パーキング (仮称) サービス実験開始	
	4月	25日	「狭域通信 (DSRC) 車載器の相互接続 性確認試験要領書」制定 ((社) ITSサー ビス推進機構)	
	5月	13日	東日本高速道路(株) 特別区間割引開始 中日本高速道路(株) 特別区間割引開始 西日本高速道路(株) 特別区間割引開始	
	5月	14日		ETC車載器総セットアップ累 計件数 3,000万件突破
	5月	18日	第6回ETC運用連絡会議総会	
	5月	19日	第9回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	30日	高速道路におけるお盆時期の渋滞対策 発表	
	7月	18日	名古屋高速道路公社 土日祝日料金値下 げ社会実験開始	
	8月	1日	東日本高速道路(株) 東京湾アクアライン 料金割引社会実験開始	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成22年	2月	24日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 3,000万件突破
	5月	13日	第7回ETC運用連絡会議総会	
	5月	18日	第10回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	28日	東日本高速道路(株) 高速道路無料化社会実験開始 中日本高速道路(株) 高速道路無料化社会実験開始 西日本高速道路(株) 高速道路無料化社会実験開始	
	9月	29日		ETC車載器総セットアップ累計件数 4,000万件突破
平成23年	3月	22日	ORSEによるユーザ利便性向上実験(ETC利用履歴発行プリンター設置)開始	
	3月	30日	ITSスポットサービス開始(北海道、関東(中日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)管内)及び中部以西)	
	5月	16日	第11回セットアップ事業者連絡会総会	
	5月	23日	第8回ETC運用連絡会議総会	
	6月	20日	東日本大震災を踏まえた高速道路料金開始	
	7月	1日	名古屋高速道路公社 平日昼間時間帯割引社会実験開始	
	7月	14日	ITSスポットサービス開始(関東(東日本高速道路(株)管内)及び新潟)	
	8月	12日	ITSスポットサービス開始(東北)	
平成24年	1月	1日	首都高速道路(株) 距離別料金開始 阪神高速道路(株) 対距離料金開始	
	1月	24日	登録型ETC利用照会サービスの運用開始	
	3月	28日	山口宇部道路の無料化に伴い、山口県道路公社ETCサービス終了(平成24年3月31日山口県道路公社解散)	
	5月	14日	第9回ETC運用連絡会議総会	
	5月	23日	第12回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	13日		二輪車ETC車載器総セットアップ累計件数50万件突破

参考資料－5 ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成24年	8月	2日		ETC車載器総セットアップ累計件数 5,000万件突破
	11月	6日		ETC車載器新規セットアップ累計件数 4,000万件突破
	12月	6日	安房峠道路で一旦停止型ETC専用レーンの運用開始	
	12月	18日	ARIB STD-T110 1.0版「狭域通信(DSRC)基本アプリケーションインタフェース標準規格」制定((一社)電波産業会)	
	12月	18日	ARIB TR-T22 1.0版「狭域通信(DSRC)基本アプリケーションインタフェース陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件 技術資料」制定((一社)電波産業会)	
平成25年	4月	1日	(財)道路システム高度化推進機構から(一財)道路システム高度化推進機構に移行	
	5月	14日	第10回ETC運用連絡会議総会	
	5月	15日	第13回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	4日		二輪車ETC車載器新規セットアップ累計件数50万件突破
	6月	19日		DSRC車載器新規セットアップ累計件数10万件突破
平成26年	3月	20日	福岡県道路公社ETCサービス開始	
	3月	27日		ETC車載器総セットアップ累計件数 6,000万件突破
	4月	1日	「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づきETC割引制度の見直し実施	
	5月	14日	第11回ETC運用連絡会議総会	
	5月	16日	第14回セットアップ事業者連絡会総会	
	9月	1日	(一財)道路システム高度化推進機構(ORSE)と、(一社)ITSサービス推進機構(ISPA)が合併し、(一財)ITSサービス高度化機構(ITS-TEA)が発足	
	10月	3日	国土交通省 ETC2.0サービス発表	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成26年	11月	5日	DSRC運用連絡会議 設立総会	
	12月	27日		DSRC車載器 総セットアップ累計件数 50万件突破
平成27年	2月	7日		DSRC車載器 新規セットアップ累計件数 50万件突破
	4月	20日	西日本高速道路(株)高速道路外ガソリン スタンドサービス社会実験開始	
	5月	12日	第12回ETC運用連絡会議総会	
	5月	15日	第1回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	20日	第15回セットアップ事業者連絡会議総会	
	5月	29日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 5,000万件突破
	7月	1日	ETC2.0セットアップ開始	
	10月	29日	ETC2.0再セットアップサポートキャン ペーン平成27年度開始	
	12月	18日		ETC車載器総セットアップ累 計件数 7,000万件突破
平成28年	1月	25日	特車ゴールド制度開始	
	1月	30日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数* 100万件突破
	3月	10日	首都圏ETCキャンペーン開始	
	3月	24日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 100万件突破
	3月	25日	NEXCO ETC2.0車載器購入助成キャン ペーン開始(業務用車両向け)	
	4月	1日	首都圏の新たな高速道路料金開始	
	4月	1日	圏央道等にてETC2.0割引開始	
	4月	1日	ETC2.0再セットアップサポートキャン ペーン平成28年度開始	
	4月	26日	NEXCO二輪車ETC車載器購入助成 キャンペーン開始	
	5月	12日	第2回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	16日	第13回ETC運用連絡会議総会	

※ETC2.0車載器のセットアップ件数に、DSRC車載器のセットアップ件数を含む

参考資料－5 ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成28年	5月	17日	第16回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	24日		二輪車ETC車載器 総セットアップ累計件数 100万件突破
	7月	1日	NEXCO ETC2.0車載器購入助成キャンペーン開始（業務用車両以外向け）	
	7月	15日	中日本高速道路(株)路外給油サービス社会実験開始	
	7月	16日	東日本高速道路(株)高速道路外ガソリンスタンド給油サービス社会実験開始	
	12月	14日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 200万件突破
平成29年	2月	13日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 200万件突破
	2月	26日	東京外環自動車道（大泉IC～三郷南IC）が対距離制料金へ移行	
	4月	27日	西日本高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の2社合同で「近畿圏ETCキャンペーン」開始	
	5月	11日	第3回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	16日	第14回ETC運用連絡会議総会	
	5月	17日	第17回セットアップ事業者連絡会総会	
	5月	27日	東日本高速道路(株)ETC2.0搭載車を対象として、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行を道の駅「玉村宿」で開始	
	6月	3日	近畿圏の新たな高速道路料金開始	
	6月	24日	中日本高速道路(株)ETC2.0搭載車を対象として、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行を道の駅「もっくる新城」で開始	
	7月	10日		ETC車載器総セットアップ累計件数 8,000万件突破

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成29年	7月	15日	西日本高速道路(株)ETC2.0搭載車を対象として、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行を道の駅「ソレーネ周南」で開始	
	10月	10日	国土交通省セキュリティ規格の変更を発表 (セキュリティ規格変更の告知)	
	10月	20日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 300万件突破
	10月	24日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 6,000万件突破
	12月	1日	鹿児島県道路公社ETCサービス開始	
平成30年	3月	2日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 300万件突破
	3月	末日	「賢い料金」を全国17カ所の道の駅で追加開始	
	5月	11日	第4回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	15日	第15回ETC運用連絡会議総会	
	5月	16日	第18回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	3日	近畿圏におけるETC対距離料金開始	
	7月	4日	国土交通省 交通集中分散のためお盆期間の8月11日(土)、8月12日(日)の休日割引を8月9日(木)、8月10日(金)に変更	
	8月	29日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 400万件突破
	9月	3日	国土交通省旧スプリアス規格に基づいて製造されたETC車載器について発表 (旧スプリアス車載器使用停止の告知)	
	12月	1日	若戸大橋、若戸トンネルの無料化に伴い、北九州道路公社 ETCサービス終了 (令和元年7月31日北九州道路公社解散)	
平成31年	2月	1日	滋賀県道路公社ETCサービス開始	
	2月	19日		ETC車載器総セットアップ累計件数 9,000万件突破

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
平成31年	2月	19日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 400万件突破
	3月	15日		二輪車ETC車載器 新規セットアップ累計件数 100万件突破
	3月	31日	第二阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に伴いETCサービスも移管、奈良県道路公社解散	
	4月	1日	第二神明道路・第二神明道路北線、阪神高速8号線京都線、第二阪奈有料道路が近畿圏の新たな高速道路料金に移行	
令和元年	5月	9日	第16回ETC運用連絡会議総会	
	5月	10日	第5回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	14日	第19回セットアップ事業者連絡会総会	
	5月	17日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 500万件突破
	10月	1日	首都高「はじめトク? ETC助成金キャンペーン」	
	12月	14日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 500万件突破
令和2年	1月	27日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 600万件突破
	2月	4日	国土交通省2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の首都高速料金を発表	
	2月	25日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 7,000万件突破
	3月	末日	オフラインセットアップ終了	
	4月	1日	首都高「やっぱりつけトク? ETCキャンペーン」	
	5月	18日	第17回ETC運用連絡会議総会 (メール審議)	
	5月	25日	第20回セットアップ事業者連絡会総会 (メール審議)	
	6月	1日	国土交通省旧スプリアス規格に基づいて製造されたETC車載器について改訂	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
令和2年	8月	27日	第6回DSRC運用連絡会議総会 (Web会議併用)	
	9月	18日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 700万件突破
	9月	19日		ETC車載器総セットアップ累 計件数 10,000万件突破
	10月	17日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 600万件突破
	12月	17日	国土交通省・6道路会社ETC専用化等 による料金所のキャッシュレス化・タッ チレス化についてロードマップを策定	
令和3年	3月	12日	国土交通省「首都圏の新たな高速道路 料金に関する具体方針(案)」を改定	
	4月	1日	「中京圏ETC/ETC2.0車載器購入助成キ ャンペーン」NEXCO中日本/名古屋高速	
	4月	2日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 800万件突破
	5月	1日	東海環状道にてETC2.0割引開始	
	5月	11日	第7回DSRC運用連絡会議総会 (Web会議併用)	
	5月	13日	第18回ETC運用連絡会議総会 (Web会議併用)	
	5月	14日	第21回セットアップ事業者連絡会総会 (Web会議併用)	
	5月	20日	「はじめトク? ETC助成金キャンペ ーン2021」首都高速	
	7月	1日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 700万件突破
	8月	3日	国土交通省旧スプリアス規格に基づい て製造されたETC車載器の新スプリ アス規格への移行期限を令和4年11月30 日から「当分の間」に変更	
	10月	29日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 900万件突破

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
令和4年	1月	27日	「ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2022」 NEXCO3社／首都高速／阪神高速／本四高速	
	3月	27日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 800万件突破
	4月	1日	首都高速道路(株)・東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)首都圏の新たな高速道路料金を導入	
	4月	1日	特殊車両通行確認制度 運用開始	
	4月	16日		二輪車ETC車載器 総セットアップ累計件数 200万件突破
	5月	12日		ETC車載器総セットアップ累計件数 11,000万件突破
	5月	13日	第22回セットアップ事業者連絡会総会	ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,000万件突破
	5月	18日	第19回ETC運用連絡会議総会	
	5月	25日	第8回DSRC運用連絡会議総会	
	8月	1日	「沖縄県ETC車載器購入助成キャンペーン2022」 NEXCO西日本	
	9月	14日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 8,000万件突破
	11月	19日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,100万件突破
11月	30日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 900万件突破	
令和5年	3月	27日	障がい者割引制度が拡充され、割引対象者が運転又は乗車する場合に事前に登録されていない自動車も割引の対象に追加	
	4月	1日	京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC～丹波IC）がNEXCO西日本へ移管され、京都府道路公社ETCサービス終了	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
令和5年	4月	3日	「関西・中国・四国・九州エリア ETC車載器購入助成キャンペーン2023」 NEXCO西日本／阪神高速／本四高速	
	4月	19日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,200万件突破
	4月	27日	第1回「ETCセキュリティ協議体」協議会	
	5月	15日	第9回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	16日	第20回ETC運用連絡会議総会	
	5月	23日	第23回セットアップ事業者連絡会総会	
	6月	2日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,000万件突破
	7月	22日	東京湾アクアライン上り線(木更津→川崎方面) におけるETC時間帯別料金の社会実験開始	
	7月	24日	「南関東・甲信・東海・北陸エリア ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2023」 NEXCO中日本	
	8月	1日	「沖縄限定！ETC車載器購入助成キャンペーン2023」 NEXCO西日本	
	9月	9日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,300万件突破
	10月	27日	「NEXCO東日本管内ETC/ETC2.0車載器 購入助成キャンペーン2023」	
	11月	13日	「大阪・兵庫エリアETC車載器購入助成 キャンペーン2023」 阪神高速	
	11月	24日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,100万件突破
	12月	19日	青森県道路公社ETCサービス開始	
12月	20日		ETC車載器総セットアップ累計 件数 12,000万件突破	
12月	22日	国土交通省が「新たな高速道路料金に関する 基本方針」及び「近畿圏の新たな高速道路 料金に関する具体方針(案)」を改定		

参考資料－５ ETC 総合年表

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
令和6年	1月	25日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,400万件突破
	3月	22日	第2回「ETCセキュリティ協議体」協議会	
	3月	31日		ETC車載器総セットアップ累計件数 12,180万件 ETC車載器新規セットアップ累計件数 8,658万件 ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,458万件 ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,178万件 二輪車ETC車載器 総セットアップ累計件数 243万件 二輪車ETC車載器 新規セットアップ累計件数 161万件
	4月	1日	神戸市港湾局ETCサービス開始	
	5月	5日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,200万件突破
	5月	13日	第21回ETC運用連絡会議総会	
	5月	14日	第10回DSRC運用連絡会議総会	
	5月	20日	第24回セットアップ事業者連絡会総会	
	5月	26日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,500万件突破
	6月	1日	阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)、近畿圏の新たな高速道路料金を導入	
	7月	22日	「関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2024」 NEXCO西日本／本四高速	
	8月	9日	「NEXCO東日本管内 車載器購入助成キャンペーン2024」	
	8月	9日	「南関東・甲信・東海・北陸エリアETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2024」 NEXCO中日本	

年	月	日	ETCのあゆみ	ETCの普及状況
令和6年	9月	29日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,600万件突破
	10月	21日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,300万件突破
	11月	11日	「大阪・兵庫エリアETC車載器購入助成キャンペーン2024」 阪神高速	
令和7年	1月	30日		ETC車載器新規セットアップ 累計件数 9,000万件突破
	2月	1日	「福岡県限定！ETC車載器購入助成キャンペーン」 福岡北九州高速	
	2月	5日		ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,700万件突破
	3月	28日		ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,400万件突破
	3月	31日		ETC車載器総セットアップ累計件数 12,833万件 ETC車載器新規セットアップ累計件数 9,084万件 ETC2.0車載器 総セットアップ累計件数 1,752万件 ETC2.0車載器 新規セットアップ累計件数 1,402万件 二輪車ETC車載器 総セットアップ累計件数 264万件 二輪車ETC車載器 新規セットアップ累計件数 173万件

参考資料－6 ETC 料金徴収施設を備えた有料道路事業者の変遷

ETC 料金徴収施設を備えた有料道路事業者の変遷は以下のとおりである。

なお、現在、高速道路会社6社、指定都市高速道路公社3社、地方道路公社等16社がETC 料金徴収施設を備えている。

有料道路事業者とETC運用開始時期

運用開始年月	有料道路事業者	備考
平成13年3月	東日本高速道路株式会社	平成17年10月に日本道路公団が分割民営化
平成13年3月	中日本高速道路株式会社	平成17年10月に日本道路公団が分割民営化
平成13年3月	西日本高速道路株式会社	平成17年10月に日本道路公団が分割民営化
平成13年3月	首都高速道路株式会社	平成17年10月に首都高速道路公団が民営化
平成13年7月	阪神高速道路株式会社	平成17年10月に阪神高速道路公団が民営化
平成15年2月	神戸市道路公社	
平成16年2月	宮城県道路公社	
平成16年3月	名古屋高速道路公社	
平成16年3月	大阪府道路公社	
平成16年4月	本州四国連絡高速道路株式会社	平成17年10月に本州四国連絡橋公団が民営化
平成16年4月	千葉県道路公社	
平成16年5月	富山県道路公社	
平成16年10月	愛知県道路公社	
平成17年2月	茨城県道路公社	
平成18年4月	福岡北九州高速道路公社	
平成18年6月	兵庫県道路公社	
平成19年2月	栃木県道路公社	
平成20年4月	広島高速道路公社	
平成20年9月	山口県道路公社	平成24年3月、山口宇部道路の無料化に伴い、ETCサービス終了（解散）
平成20年9月	京都府道路公社	令和5年4月、京都縦貫自動車道のNEXCO西日本への移管に伴いETCサービスも移管 令和7年4月、山陰近畿自動車道の料金収受及びETC車限定通勤時間割引開始
平成20年10月	長崎県道路公社	

参考資料－6 ETC 料金徴収施設を備えた有料道路事業者の変遷

運用開始年月	有料道路事業者	備考
平成20年11月	北九州市道路公社	平成30年12月、若戸大橋、若戸トンネルの無料化に伴い、ETCサービス終了（令和元年7月解散）
平成21年4月	奈良県道路公社	平成31年3月、第二阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に伴い、ETCサービスも移管（解散）
平成26年3月	福岡県道路公社	
平成29年12月	鹿児島県道路公社	
平成31年2月	滋賀県道路公社	
令和5年12月	青森県道路公社	
令和6年4月	神戸市港湾局	

参考資料－7 ETC 関連会社一覧（登録者一覧）

参考資料－7 ETC 関連会社一覧（登録者一覧）

有料道路事業者名／サービス提供者名	
有料道路事業者	
	2章2-7（1）ETC料金所が利用可能な有料道路事業者に掲載
サービス提供者（公共用路側機器）：国・地方自治体	
1	国土交通省 東北地方整備局
2	国土交通省 関東地方整備局
3	国土交通省 北陸地方整備局
4	国土交通省 中部地方整備局
5	国土交通省 近畿地方整備局
6	国土交通省 中国地方整備局
7	国土交通省 四国地方整備局
8	国土交通省 九州地方整備局
9	国土交通省 北海道開発局
10	内閣府 沖縄総合事務局
11	国土交通省 国土技術政策総合研究所
サービス提供者（公共用路側機器）：有料道路事業者	
1	東日本高速道路株式会社 北海道支社
2	東日本高速道路株式会社 東北支社
3	東日本高速道路株式会社 関東支社
4	東日本高速道路株式会社 新潟支社
5	中日本高速道路株式会社 東京支社
6	中日本高速道路株式会社 八王子支社
7	中日本高速道路株式会社 名古屋支社
8	中日本高速道路株式会社 金沢支社
9	西日本高速道路株式会社 関西支社
10	西日本高速道路株式会社 中国支社
11	西日本高速道路株式会社 四国支社
12	西日本高速道路株式会社 九州支社
13	首都高速道路株式会社
14	阪神高速道路株式会社
15	本州四国連絡高速道路株式会社
16	名古屋高速道路公社
17	福岡北九州高速道路公社
サービス提供者（一般用路側機器）	
1	国土交通省 国土技術政策総合研究所
2	東日本高速道路株式会社
3	中日本高速道路株式会社
4	三菱電機株式会社

参考資料－7 ETC 関連会社一覧（登録者一覧）

ETC登録業者名	
ICカード製造者	
1	共同印刷株式会社
2	昌栄印刷株式会社
3	大日本印刷株式会社
4	株式会社 東芝
5	TOPPANエッジ株式会社
6	マクセル株式会社
ICカード発行者	
1	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc（アメックスカード）
2	イオンフィナンシャルサービス株式会社（イオンカード）
3	株式会社オリエントコーポレーション（オリコカード）
4	株式会社クレディセゾン（セゾンカード）
5	株式会社ジェーシービー（JCBカード）
6	トヨタファイナンス株式会社（TS CUBICカード）
7	三井住友カード株式会社（OMCカード）
8	三井住友カード株式会社（CFカード）
9	三井住友カード株式会社（VISAカード）
10	三井住友トラストクラブ株式会社（ダイナースクラブカード）
11	三菱UFJニコス株式会社（DCカード）
12	三菱UFJニコス株式会社（NICOSカード）
13	三菱UFJニコス株式会社（MUFGカード）
14	ユーシーカード株式会社（UCカード）
車載器（SAM）製造者	
1	株式会社デンソー
2	ルネサス エレクトロニクス株式会社
ETC車載器製造者	
1	株式会社 慶洋エンジニアリング
2	JRCモビリティ株式会社
3	株式会社デンソー
4	株式会社東海理化電機製作所
5	トヨタ自動車株式会社
6	日本電気株式会社
7	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社
8	株式会社 日立製作所
9	古野電気株式会社
10	株式会社 ミツバサンコーワ
11	三菱重工機械システム株式会社

参考資料－7 ETC 関連会社一覧（登録者一覧）

ETC登録業者名	
12	三菱電機モビリティ株式会社
13	矢崎エナジーシステム株式会社
路側機（SAM）製造者	
1	沖電気工業株式会社
2	株式会社 東芝
3	日本電気株式会社
4	パナソニック コネクト株式会社
5	株式会社 日立製作所
6	三菱重工機械システム株式会社
7	三菱電機株式会社
ETC路側機製造者	
1	沖電気工業株式会社
2	株式会社 東芝
3	トヨタ自動車株式会社
4	日本電気株式会社
5	パナソニック コネクト株式会社
6	株式会社 日立製作所
7	富士通株式会社
8	富士電機株式会社
9	三菱重工機械システム株式会社
10	三菱電機株式会社

参考資料－7 ETC 関連会社一覧（登録者一覧）

ETC2.0登録業者名	
ETC2.0車載器製造者	
1	JRCモビリティ株式会社
2	株式会社デンソー
3	日本電気株式会社
4	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社
5	古野電気株式会社
6	株式会社ミツバサンコーワ
7	三菱重工機械システム株式会社
8	三菱電機モビリティ株式会社
9	ルネサス エレクトロニクス株式会社
ETC2.0対応カーナビ製造者	
1	株式会社アイシン
2	アルプスアルパイン株式会社
3	LG Electronics Japan 株式会社
4	ガーミンジャパン株式会社
5	コンチネンタル・オートモーティブ・ジャパン株式会社
6	株式会社JVCケンウッド
7	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社
8	JOYNEXT 株式会社
9	株式会社デンソー
10	株式会社デンソーテン
11	トヨタ自動車株式会社
12	日本アップティブモビリティサービシス株式会社
13	ハーマンインターナショナル株式会社
14	パイオニア株式会社
15	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社
16	ビステオン・ジャパン株式会社
17	Ferrari Japan 株式会社
18	フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社
19	ボッシュ株式会社
20	三菱電機モビリティ株式会社
ETC2.0路側機製造者	
1	沖電気工業株式会社
2	株式会社国際電気
3	株式会社 東芝
4	日本電気株式会社
5	パナソニック コネクト株式会社
6	株式会社 日立製作所
7	古野電気株式会社
8	三菱重工機械システム株式会社
9	三菱電機株式会社

参考資料－8 ETC利用者の意識調査（アンケート調査）

（1）調査概要

ITS-TEAではETC利用者の実態やニーズ等を把握して普及促進活動に反映することを目的として、平成14年以降継続的にアンケート調査を実施している。

- 平成14年7月～平成25年3月末
 - ・セットアップ店の協力の下、書面による調査（ETC車載器セットアップ申請者様アンケート）
- 平成25年度以降
 - ・Webを利用したアンケート調査

（2）調査実施状況

過去5か年分の調査実施状況及び調査結果を、以下に示す。尚、次回の調査時期については、今後検討していく予定である。

1）調査実施状況

①調査方法

ネットリサーチ会社の登録モニターを利用したWebアンケート

②調査期間

2019年度調査	2020年4月8日（水）～2020年4月10日（金）
2020年度調査	2020年12月25日（金）～2021年1月4日（月）
2021年度調査	2022年2月1日（金）～2022年2月22日（水）
2022年度調査	2023年1月20日（金）～2023年1月30日（月）
2024年度調査	2024年7月31日（水）～2024年8月1日（木）

③調査対象者

2019年度調査	サンプル数500票
2020年度調査	サンプル数500票
2021年度調査	サンプル数500票
2022年度調査	サンプル数500票
2024年度調査	サンプル数500票

④アンケート設問項目

回答者の属性（性別、年齢、車両の持ち主）、有料道路の利用状況、

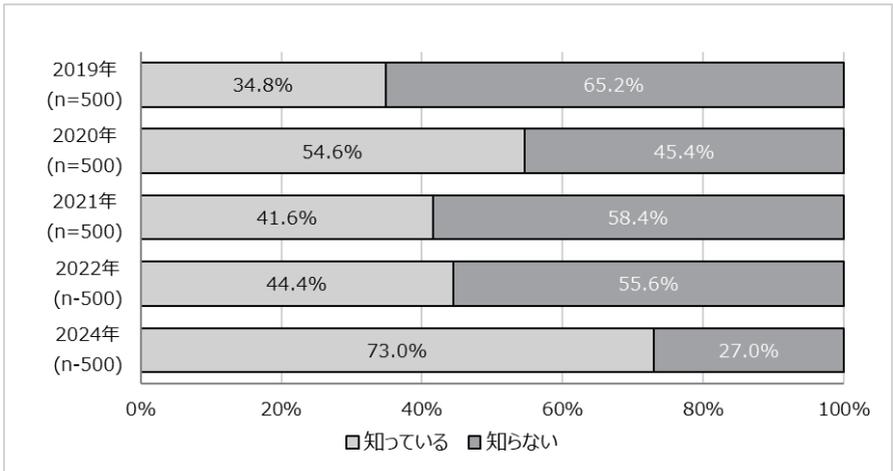
ETC2.0サービスの認知度、認知場所、認知媒体、魅力など

2) 調査結果（2019年度～2024年度）

2019年度～2024年度に各年度で実施したWebアンケートによる主な集計結果を以下に示す。

①ETC2.0サービスの認知度

2024年度調査の「ETC2.0サービスの認知度」は約73%であった。例年の認知度（おおむね35～55%）と比較すると、大きな上昇が観測されている。次年度以降も同様の傾向となるか注視が必要である。



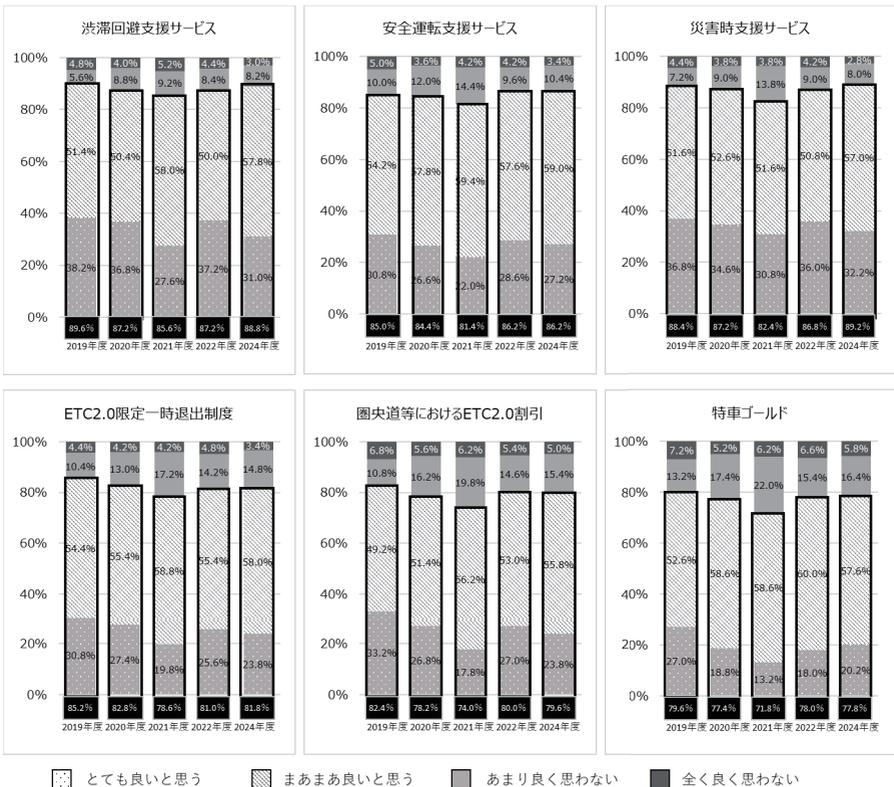
回答割合（回答数/総回答者数）

ETC2.0サービスの認知度

参考資料－8 ETC 利用者の意識調査（アンケート調査）

②ETC2.0サービスの魅力

ETC2.0サービスの中で、どのサービスを良いと感じるかは、2024年度では「災害時支援サービス」が89.2%と最も高く、次いで「渋滞回避支援サービス」が88.8%、「安全運転支援サービス」が86.2%、「ETC2.0限定一時退出制度」が81.8%、「圏央道等におけるETC2.0割引」が79.6%、「特車ゴールド」が77.8%とすべてのサービスについて8割程度の方が良いと感じている。2019年度～2022年度においてもすべてのサービスについて8割程度の方が良いと感じている。



※「とても良いと思う」、「まあまあ良いと思う」の合計を良いと感じるとして集計
いずれの年度もnは500

ETC2.0サービスの魅力

参考資料－9 ETC 車載器及びETC2.0車載器の市場価格動向

(1) 調査内容

- ①全国の販売店を訪問し、本体販売価格、取付費等の実売価格を調査し、実売価格の経年変化を確認する。
- ②販売店への調査協力は実施しない。(覆面調査)

(2) 調査時期

平成24年～平成31年 : 春1回、秋1回

令和2年～ : 秋1回

※平成31年度までは春秋に各1回実施していたが、季節での変動はほとんど無かったため、令和2年度からは秋1回のみに変更。

(3) 調査店舗数

調査店舗	平成26年度以前	平成27年度以降～令和4年度及び 令和6年度(※3)	
	四輪車用品店	四輪車用品店	二輪車用品店
首都圏	20店舗	17店舗	4店舗
中部圏	10店舗	7店舗	2店舗
関西圏	10店舗	6店舗	2店舗
地方部	15店舗	12店舗	2店舗
合計	55店舗(※1)	42店舗	10店舗(※2)

※1：3大都市圏及び地方部において、平成26年度までは55店舗、平成27年度以降は50店舗で調査を実施。

※2：調査店舗は、平成26年度までは四輪車用品店のみを対象としていたが、平成27年度以降は二輪車用品店を10店舗追加。(その内2店舗は四輪と二輪の併設店)

※3：市場価格が安定していることを踏まえ、令和5年度は訪問調査店舗を削減し、新たにWeb調査^{※4}を実施。(訪問調査店舗：5店舗)

※4：大手カー用品量販店の通信販売サイトを調査

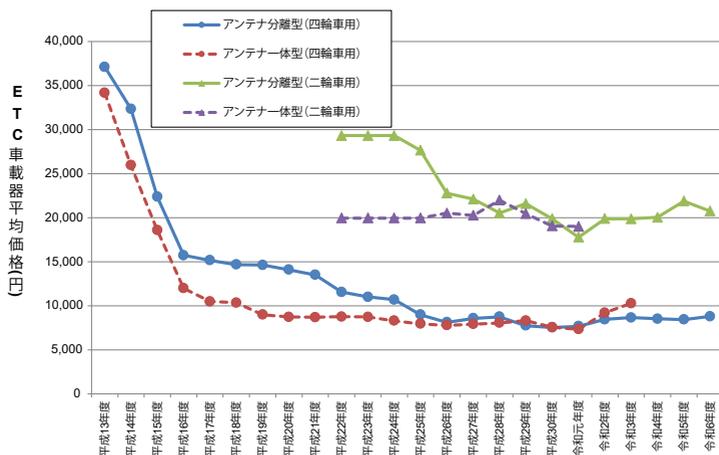
(4) ETC車載器平均価格

四輪車用ETC車載器の平均販売価格は、平成13年のETC導入当初は3万円以上していたものが、現在は1万円を切る値で推移している。二輪車用ETC車載器の平均販売価格は、平成22年にアンテナ分離型が3万円、一体型が2万円程度であったものが、現在はアンテナ分離型に集約されて2万円を超える価格で推移している。

ETC車載器平均価格の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
アンテナ分離型(四輪車用)	37,093	32,340	22,370	15,740	15,165	14,683	14,619	14,098	13,504	11,557
アンテナ一体型(四輪車用)	34,150	25,946	18,579	11,994	10,495	10,359	8,999	8,744	8,703	8,761
アンテナ分離型(二輪車用)										29,310
アンテナ一体型(二輪車用)										19,950

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11,010	10,710	8,998	8,137	8,583	8,749	7,749	7,541	7,678	8,469	8,663	8,528	8,443	8,807
8,735	8,300	7,955	7,794	7,931	8,066	8,327	7,563	7,341	9,209	10,278			
29,310	29,310	27,643	22,782	22,105	20,533	21,583	19,889	17,788	19,880	19,877	20,041	21,890	20,745
19,950	19,950	19,950	20,520	20,264	21,997	20,452	19,064	19,000					



ETC車載器平均価格の推移

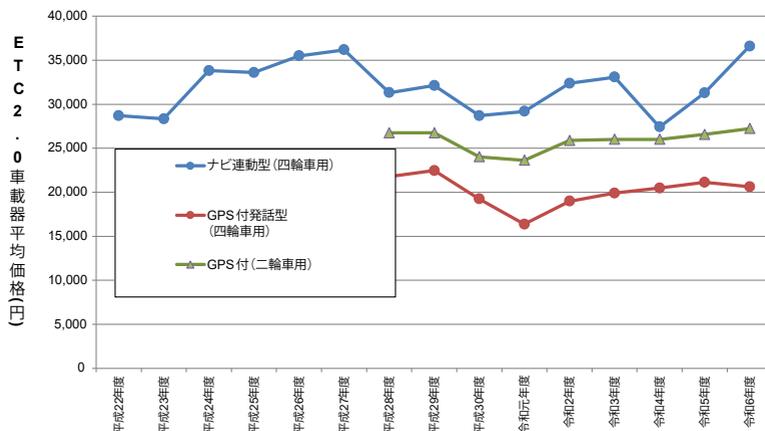
(5) ETC2.0車載器平均価格

四輪車用ETC2.0車載器の平均販売価格は、カーナビゲーション連携型については近年上昇傾向が見られ3万円を超える価格で推移している。GPS付発話型ETC2.0車載器はゆるやかに上昇してきていたが、今年度は落ち着いている。二輪車のETC2.0車載器はゆるやかに上昇してきている。

ETC2.0車載器平均価格の推移

車載器平均価格	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ナビ連携型(四輪車用)	28,709	28,342	33,810	33,596	35,494	36,180	31,317
GPS付発話型(四輪車用)							21,782
GPS付(二輪車用)							26,752

車載器平均価格	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ナビ連携型(四輪車用)	31,317	32,118	28,696	29,180	32,374	33,084	27,428	31,300	36,590
GPS付発話型(四輪車用)	21,782	22,459	19,231	16,371	18,992	19,903	20,478	21,125	20,616
GPS付(二輪車用)	26,752	26,752	24,029	23,629	25,898	26,007	26,015	26,565	27,246



ETC2.0車載器平均価格の推移

参考資料－10 ETC に関するお問い合わせ窓口一覧

有料道路事業者やサービス事務局等のお問い合わせ先は以下のとおりである。

各有料道路事業者

有料道路事業者	お問い合わせ先	電話番号	受付時間帯
東日本高速道路株式会社	お客さまセンター	0570-024-024 (ナビダイヤル) 又は 03-5308-2424	24時間、年中無休
中日本高速道路株式会社	お客さまセンター	0120-922-229 (フリーダイヤル) 052-223-0333 (フリーダイヤルが利用できない方)	
西日本高速道路株式会社	お客さまセンター	0120-924-863 (フリーダイヤル) 06-6876-9031 (フリーダイヤルが利用できない方)	
首都高速道路株式会社	お客さまセンター	03-6667-5855 03-3249-1161 FAX (耳が不自由な方専用)	
阪神高速道路株式会社	お客さまセンター	06-6576-1484	24時間、年中無休
本州四国連絡高速道路株式会社	お客さま窓口	078-291-1033	9:00～17:30、年中無休
青森県道路公社	総務部	017-777-7331	8:30～17:15 土日祝及び年末年始除く
宮城県道路公社		022-263-0566	9:00～17:00 土日祝及び年末年始除く
茨城県道路公社		029-301-1131	9:00～17:00 土日祝及び年末年始除く
栃木県道路公社	施設管理部	0288-32-2325	9:00～17:00 土日祝及び年末年始除く
千葉県道路公社	業務部 業務課	043-227-9333	8:30～17:30 土日祝及び年末年始除く

参考資料-10 ETC に関するお問い合わせ窓口一覧

有料道路事業者	お問い合わせ先	電話番号	受付時間帯
富山県道路公社	総務課	076-441-6611	8:30~17:15 土日祝及び年末年始除く
名古屋高速道路公社	お客様センター	052-919-3200	9:00~19:00 年末年始除く
愛知県道路公社	事業課	052-961-1621	8:45~17:30 土日祝及び年末年始除く
滋賀県道路公社	琵琶湖大橋有料道路管理事務所	077-585-1129	8:30~17:15 土日祝及び年末年始除く
京都府道路公社	業務部業務課	075-415-2321	8:30~17:15 土日祝及び年末年始除く
大阪府道路公社		06-6941-2511	9:00~17:30 土日祝及び年末年始除く
兵庫県道路公社		078-232-9633	8:45~17:30 土日祝及び年末年始除く
神戸市道路公社		078-583-0234	8:45~17:30 土日祝及び年末年始除く
神戸市港湾局	神戸港管理事務所	078-304-2500	8:00~18:00 土日祝及び年末年始除く
広島高速道路公社	お問い合わせ窓口	082-250-1181	8:30~17:00 年中無休
福岡北九州高速道路公社	お問い合わせ窓口	福岡 092-631-0122 北九州093-922-6811	8:45~17:30 土日祝及び年末年始除く
福岡県道路公社	業務推進課	092-641-0103	8:30~17:15 土日祝及び年末年始除く
長崎県道路公社	総務部	095-823-2600	9:00~17:45 土日祝及び年末年始除く
鹿児島県道路公社	指宿スカイライン管理事務所	099-275-3111	8:30~17:00 土日祝及び年末年始除く

ETC サービス事務局

サービス	お問い合わせ先	電話番号	受付時間帯
ETCマイレージサービス	ETCマイレージサービス事務局	0570-010125 上記が利用できない場合045-477-3793	9:00~18:00 年中無休
ETC利用照会サービス	ETC利用照会サービス事務局	0570-001069 上記が利用できない場合045-477-1262	9:00~18:00 年中無休

参考資料-10 ETC に関するお問い合わせ窓口一覧

ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局	044-870-7333	9:00~17:00 土日祝及び年末年始除く
二輪車ETC	二輪車ETC登録事務局	045-477-1160	9:00~17:00 土日祝及び年末年始除く

一般利用者からのETCに関するお問い合わせ

お問い合わせ先	電話番号	受付時間帯
ETCお問い合わせ窓口 (ITS-TEA)	03-5216-3856	平日10:00~17:00 土日祝及び年末年始除く

注記:セットアップ店からのセットアップに関するお問い合わせは「ITS-TEAセットアップ係」まで。

ETC車載器メーカー各社のお問い合わせ先については、以下のホームページを参照。

(ETC総合情報ポータルサイト「ETC車載器について」)

<https://www.go-etc.jp/detail/obe/index.html>

ETCクレジットカードを発行する各社のお問い合わせ先については、以下のホームページを参照。

(ETC総合情報ポータルサイト「ETCカードについて」)

<https://www.go-etc.jp/detail/card/index.html>

用語

用語

- 備考 →： 反対語及び対語
≡： 類語及び関係する語句
-

2 アンテナフリーフロー試験

路側機からETC車載器に2種類の電波が同時に送信されても、妨害を受けることなく、捕まえたひとつの電波と正常に通信できることを確認する試験。フリーフローとは、通常の料金所路側と異なり開閉バーがなく、道路上空にアンテナを設置し、その下を車が流れている状況を指す。日本では、車を約120km/hで走行させかつ、車線が複数ある状態で、高速道路上のアンテナに最大2種類のアンテナ（5.795GHz、5.805GHz）の設定で試験を行っている。

AID

Application Element Identifier（アプリケーション要素識別子）の略語。

ARIB STD-T75 に規定された、DSRC のレイヤー7 においてアプリケーションを識別するための識別子。又はISO/IEC 7816-5 に規定された、ICカード内のアプリケーションを識別するための識別子。

通信プロトコルのレイヤー2、7でアプリケーション識別子を規定している。ETC車載器が通信初期時に双方が同じアプリケーション識別子を持っていることを確認するために使用する。ETCはAID=14であり、課金サービスを主とするアプリケーションに対して規定されている。AIDについては、0がシステム、1がISOテクニカルレポート14906準拠アプリケーション、17が走行支援システム、18が多目的情報システム、29と30がDSRCテストシステムアプリケーションで、残りはISO-DSRCアプリケーションに予約されている。

ARIB STD-T75、TR-T16、STD-T88、TR-T17

ARIBが規定している以下の4つの規格及び技術資料のこと。

なお、ARIB STD-T55、TR-T8については、平成14年9月19日に無線設備規則が改正され、失効している。

- ・「狭域通信（DSRC）システム標準規格 ARIB STD-T75」（平成13年9月6日策定、平成14年11月27日改定、平成15年10月16日改定、平成17年11月30日改定、平成19年12月12日改定、平成20年12月12日改定、令和2年3月18日改訂）
- ・「狭域通信（DSRC）アプリケーションサブレイヤー標準規格 ARIB STD-T88」（平成16年5月25日策定、平成19年12月12日改定）
- ・「狭域通信（DSRC）システム陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験

条件 技術資料 ARIB TR-T16」(平成13年9月6日策定、平成14年11月27日改定、平成15年10月16日改定、平成17年11月30日改定、平成19年12月12日改定)

- ・「狭域通信 (DSRC) アプリケーションサプレイヤー陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件 技術資料 ARIB TR-T17」(平成15年10月16日策定、平成16年5月25日改定、平成17年11月30日改定、平成22年7月15日改訂)

通信の基本仕様 (通信プロトコル含む L1、L2、L7レベル) とその試験方法としてこれらの各々に対応した「ETC車載器相互接続性試験要領書」をITS-TEAが制定している。

ETCシステムにおいては無線通信により料金収受に関する情報を路車間でやり取りするため、ETC車載器は道路事業者が調達する路側機器との通信接続とアプリケーションレベルの動作が確実に行なわれるように、相互の接続性確認が必要となる。したがって、ETC車載器を販売する前に確認する試験 (相互接続性試験) が必要になり、ETC運用連絡会議の相互接続性分科会に参加しているJEITA、JAMA、有料道路事業者等の関係者の検討を踏まえ制定されている。

DSRC (狭域通信)

Dedicated Short Range Communicationsの略語。

ETCや商用車管理システム等の路車間通信に用いられる無線通信。光を用いる方式と電波を用いる方式があり、通信可能な範囲は一般に路側機から数m～数100mである。

「電波法施行規則」第6条4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局で規定している5.815、5.820、5.825、5.830、5.835、5.840、5.845GHzの7波と、基地局で規定している5.775、5.780、5.785、5.790、5.795、5.800、5.805 GHzの7波を使用する。また、「無線設備規則」第49条の26にて、狭域通信システムの無線局等の無線設備において使用する電波の質について規定している。

DSRCの特徴としては、以下の項目がある。

- ・大容量・双方向通信 (数Mbps) が可能
- ・小ゾーン通信のため、数mから数十m離れた特定の車にピンポイントで情報を送受信することが可能
- ・駐車場管理、物流管理といった多様なアプリケーションに対応が可能

DSRC-SPF

Security Platformの略語。DSRC通信部の共通セキュリティ機能であり、ETC2.0車載器と路側システム間において相互認証及び機器認証を行う。また相互認証で交換した鍵を用いて、基本アプリケーションの暗号通信にも利用される。

EMV規格

EuroPay、MasterCard、Visa が定めた、IC カード等に関する仕様の総称。

ETC2.0車載器

ETC及びETC2.0サービス、民間サービス等を利用することができる車載器。ITSスポット路側機から送信された情報を受信しHMI等を通じて利用者に提供するとともに、ITSスポット路側機にプローブ情報を提供する機能を有する。

ETCカード用試験鍵

相互接続性試験等に用いるETCカードに格納する試験鍵。

(≡ 試験鍵、車SAM用試験鍵、路SAM用試験鍵)

ETCコーポレートカード

NEXCO3社がETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するETCカード。

ETC車載器セットアップ申込書

関係規程類に承諾の上、ETC車載器のセットアップに必要な識別処理情報の発行を申請する車両情報・車載器情報を記入する用紙。

ETC車載器検査用カード

セットアップ済みのETC車載器の動作確認に使用するための検査用のETCカード。利用者情報等を検査用に処理している。

ETC2.0車載器セットアップ申込書

関係規程類に承諾の上、ETC2.0車載器のセットアップに必要な識別処理情報及び識別情報の発行を申請する車両情報・車載器情報を記入する用紙。

ETC車載器標準仕様書

ARIB規格と道路4公団のETC車載器に関するETC仕様書を参照し、一般ユー

ザーに均等で良質なサービスを提供する観点からETC運用連絡会議に参加していたJEITAのETC車載器製造者、ORSE関係者により原案が作成された。さらに、道路事業者の意見を踏まえ、ETC運用連絡会議参加ETC車載器製造者が制定し、ORSEがETC運用連絡会議参加メンバーに平成13年3月に配布した。現在は、ETC運用連絡会議参加ETC車載器製造者が改定制定し、ITS-TEAが同メンバーに配布している。

ETC仕様書

道路4公団がETCシステム（ETC路側無線装置、ETC車載器、ETC-ICカード、路車の無線区間インターフェイス、等）の共通仕様書及び規格書として、平成11年7月に制定した。現在は、6道路会社が制定し、株式会社高速道路総合技術研究所が発行している。

ETCパーソナルカード

クレジットカード契約をしない利用者にもETCを利用できるように、6道路会社が共同して発行するETCカード。デポジット（保証金）を預託することで、カードが発行される。

ITSスポット（ETC2.0路側機とも表現）

高速道路や道の駅に設置されたDSRC路側無線装置。ETC2.0車載器に情報を提供したり、ETC2.0車載器やETC2.0対応カーナビからのプローブ情報を収集する機能を有する。

ITSスポット対応車載器

ETC2.0車載器の旧呼称。ETC2.0サービスの発表とともにETC2.0車載器に呼称が改められた。

ITS車載器標準仕様等

ETC2.0車載器を通じて提供される多様なサービスについて、一般利用者に均等で良質なサービスを提供する観点から、平成19年3月にJEITAが「ITS車載器標準仕様」「ITS車載器DSRC部標準仕様」「ITS車載器カーナビ部標準仕様」「ITS車載器用音声合成記号」を制定した。

SAM

Secure Application Moduleの略語。ETCの通信に関する情報の管理と処理を行う機能を有するモジュールであり、SAM内部が解析されない機構を備えている。ETC車載器及びETC2.0車載器に実装される車載器SAM（車SAM）と路側機に実装される路側機SAM（路SAM）がある。

用語

アクティブ方式

路側機と車載器の双方に電波を発信するための発振回路を持ち、双方が能動的に通信を行い、路側機から車載器及び車載器から路側機の双方向に情報が流れる通信方式。

環境ロードプライシング

路線間に料金格差を設けることで特定路線への路線転換を促進し、住宅地等の沿道環境を改善する料金施策。平成13年10月から首都高速や阪神高速で実施されている。

ガントリー

道路上にある門型の架構物。ETCでは、ETC車線表示板やアンテナが設置される。

機器番号

車載器のセットアップ時に付与される固有の番号で、識別処理情報として使用している。

業務支援用 ETC2.0車載器

走行開始地点や走行終了地点等の情報も収集することが可能なETC2.0車載器。

後納方式 (ETC)

通行料金を後日、一括して支払う方式。

(→ 前納方式)

時間信頼性

所要時間の変動（ばらつき）のことであり、例えば、道路の混雑により移動時間の変動が大きい場合は時間信頼性が低い状況を指す。

識別情報

DSRC用の暗号情報であり、識別情報には以下の2種がある。

- ・路側識別情報：ITSスポット（DSRC路側機）を正常に作動させるために必要な暗号情報（DSRC路側機用鍵という）
- ・車載器識別情報：ETC2.0車載器のDSRC部を正常に作動させるために必要な暗号情報（セットアップ情報という）

識別処理情報

ETC用の暗号情報であり、識別処理情報には以下の4種がある。

- ・ ETCカードの識別処理情報：料金を納付しようとする者を識別する情報で暗号化されたもの及びETCカードを正常に作動させるために必要な暗号情報（ETCカード用鍵という）
- ・ 車SAMの識別処理情報：車SAMを正常に作動させるために必要な暗号情報（車SAM用鍵という）
- ・ ETC車載器に付与する識別処理情報：ETCシステムを利用する車両等を識別する情報で暗号化されたもの及びETC車載器を正常に作動させるために必要な暗号情報（セットアップ情報という）
- ・ 料金徴収設備の識別処理情報：料金徴収設備を正常に作動させるために必要な暗号情報（ETC路側機用鍵という）

試験鍵

相互接続性試験等に用いるETCカード、ETC車載器のセキュリティ機能「車SAM」又は路側機のセキュリティ機能「路SAM」に格納する試験用の識別処理情報。ETC車載器にセットアップする試験用の識別処理情報は含まない。

（≡ ETCカード用試験鍵、車SAM用試験鍵、路SAM用試験鍵）

試験用ETCカードA, B

試験用ETCカードAは、ダミーの契約情報等が記録されていないもので、試験用ETCカードBは、ダミーの契約情報等が記録されているもの。

試験用セットアップカードB, C

試験用セットアップカードBは、試験鍵を格納した車SAMを搭載したETC車載器に使用するもので、ダミーの車両情報等が記録されているもの。また、試験用セットアップカードCは、正規の識別処理情報を格納した車SAMを搭載したETC車載器に使用するもので、当該ETC車載器の車載器管理番号に応じて発行され、ダミーの車両情報等が記録されているもの。

車SAM用試験鍵

ETC車載器のセキュリティ機能「車SAM」に格納する試験用の識別処理情報。

（≡ 試験鍵、ETCカード用試験鍵、路SAM用試験鍵）

車載器管理番号

車載器の製造時に車載器ごとに付与される固有の番号（19桁）で、識別処理情報として使用している。

情報安全確保規格

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第4条第1項第1号に規定する情報安全確保規格。「ETCセキュリティ標準規格書（発行元：国土交通省）」、「ETC暗号アルゴリズム規格書（発行元：6道路会社）」、「ETCデータナンバリング規格書（発行元：ITS-TEA）」が該当する。

スプリアス発射

必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものは含まない。

スプリアス発射が強いと、隣接チャンネルの電波や周辺の電子機器等を誤作動させる等の影響が出る。

なお、ETC車載器のスプリアス発射の許容値は、電波法の無線設備規則第7条で、 $2.5\mu\text{W}$ 以下と規定されている。

セットアップ業務統括責任者

セットアップ事業者が、セットアップ店においてセットアップ業務が適正に行われるために配置する、セットアップ事業に関する総責任者。

セットアップ事業実施方針書

セットアップ事業実施上の基本方針、セットアップ業務統括責任者の職務その他セットアップ事業に関し必要な事項について記した書類。セットアップ事業者が契約締結時にITS-TEAに提出する。

セットアップ事業者

ITS-TEAと「ETC車載器に係る識別処理情報の発行及びセットアップに関する契約書」を締結した法人（株式会社等）。

セットアップ店

ITS-TEAからセットアップ店登録を受け、セットアップ事業者の指導・監督の下でセットアップ業務を行うことが登録された店舗。

全二重通信方式 (Full Duplex)

情報の伝送を機器A→機器B、機器B→機器Aの双方向同時に行うことができる通信方式。

日本のETCは全二重通信方式を採用している。

(→ 半二重通信方式)

前納方式

あらかじめ利用料を支払っておき、利用時に残高から料金を支払う方式。

(→ 後納方式)

総セットアップ件数

本便覧で総セットアップ件数と記載する場合は新規セットアップ件数と再セットアップ件数の合計値、もしくはオンラインセットアップ件数とオフラインセットアップ件数の合計値を表す。

電波法

昭和25年に制定された日本国内の無線制度の基本法。電波の特性に着目し、有効利用や秩序維持等の観点から総則及び9章で構成され、無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用、監督等について規定している。

電波法施行令

無線設備の操作者、操作監督を規定するため、電波法第38条3の2の第1項等の規定に基づき政令を制定（平成13年7月23日）。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

電波法第3章の2の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明に関して、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めている（昭和56年11月21日制定）。

熱線反射ガラス／熱線吸収ガラス

熱線反射ガラスとは、スプレー焼き付け法又は浸漬塗布焼き付け法等により表面に金属皮膜を形成させ、熱線（赤外線）を反射するようにした板ガラスで、車内に入る熱線を減らしてエアコンの冷房負荷を軽減する効果がある。

熱線吸収ガラスとは、ガラスの主成分にニッケル・コバルト・鉄等の熱線（赤外

用語

線)を吸収する微量の金属酸化物を混ぜて作られる板ガラスであり、赤外線吸収ガラスあるいは吸熱ガラスともいわれる。

熱線反射ガラス・熱線吸収ガラスは、ETCの電波を弱める可能性があるため、ETC車載器のアンテナ取付け位置に注意する必要がある。

ネットワーク型ETC技術

遠隔地に設置したセキュリティ機能を有した情報処理機器と駐車場等における複数の路側機を通信ネットワークで接続し、路側機で取得した情報を集約させて一括処理することで、ETCカードを用いた決済の安全性を確保する技術。

パッシブ方式

車載器が路側機からの電波を受信して、通信を行うことができる受動的な通信方式。パッシブ方式では、一般的に路側機だけが電波を発信するための発振回路を持ち、路側機から車載器への通信は、変調した電波の送信にて行うが、車載器から路側機への通信は、車載器が電波の流れを変化させることで、路側機がその変化を検知して行う(トランス結合方式)。

パッシブ方式には、トランス結合方式の他に、容量結合方式等がある。また、路側機から送られた電波を電源にして、車載器に内蔵した発振回路を動作させて電波を発信する車載器や、自らも電源を搭載して送信電波の電力を増やし、通信距離を伸ばす車載器もある。

半二重通信方式 (Half Duplex)

情報の伝送を機器A→機器B、機器B→機器Aの両方向に行えるが、同時に行うことはできず、交互に行う通信方式。

(→ 全二重通信方式)

プローブ情報

ETC2.0対応カーナビゲーション及びGPS付発話型ETC2.0車載器に記録された走行位置の履歴等の情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)と無線通信を行うことによりETC2.0対応カーナビゲーションやGPS付発話型ETC2.0車載器から収集される情報をいう。なお、プローブ情報から車両又は個人を特定することはできない。

無線設備規則

電波法第28条(電波の質)、第29条(受信設備の条件)、第100条(高周波利用設備)

等の規定に基づき、無線設備及び高周波利用設備に関する条件を定めている（昭和25年11月30日制定）。周波数の帯域、許容偏差、スプリアス等の規格として、第49条の26に狭域通信の基地局と移動局について規定されている。

有料道路事業者

日本の有料道路を管理運営している事業者。NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速、阪神高速及び本四高速はその代表となる。

ロードプライシング（Road Pricing）

環境（交通渋滞や大気汚染等）に対して、車両の流入量の制限や交通集中の分散を目的として、車両に課金もしくは通行料を割引すること。

路SAM用試験鍵

路側機のセキュリティ機能「路SAM」に格納する試験用の識別処理情報。

（≒ 試験鍵、ETCカード用試験鍵、車SAM用試験鍵）

路車間通信

道路に設置された路側機器と車の中に設置された車載器との間における通信。ETCでは、5.8GHz帯のDSRC通信を用いているが、海外においては、赤外線や915MHz帯、2.45GHz帯等様々な通信手段がある。

略語・略称

【略語】

略語		和訳
AID	Application Element Identifier	アプリケーション要素識別子
ANPR	Automatic Number Plate Recognition	ナンバープレート認識
ASK	Amplitude Shift Keying	振幅偏移変調
ASL	Application Sub-Layer	アプリケーションサブレイヤー
DSRC	Dedicated Short Range Communication	狭域通信
EFC	Electronic Fee Collection	自動料金收受
ERP	Electronic Road Pricing	電子通行課金
ETC	Electronic Toll Collection System	自動料金收受システム
GNSS	Global Navigation Satellite System	全地球航法衛星システム
GPS	Global Positioning System	全地球測位網
IC	Integrated Circuit	集積回路
IC	Interchange	(高速道路等の) インターチェンジ
ITS	Intelligent Transport Systems	高度道路交通システム
JCT	Junction	ジャンクション
PA	Parking Area	パーキングエリア
QPSK	Quadrature Phase Shift Keying	四位相偏移変調
RF	Radio Frequency	無線周波数
RFID	Radio Frequency Identifier	RFID (無線周波数識別)
SA	Service Area	サービスエリア
SAM	Secure Application Module	セキュア・アプリケーション・モジュール
SPF	Security Platform	セキュリティ・プラットフォーム
TB	Toll Barrier	本線料金所
VICS	Vehicle Information and Communication System	道路交通情報通信システム

【略 称】

略称	正式名称
6 道路会社	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社 の6社
ARIB	一般社団法人 電波産業会 (社団法人 電波産業会) Association of Radio Industries and Businesses
HIDO	一般財団法人 道路新産業開発機構 (財団法人 道路新産業開発機構) Highway Industry Development Organization
ISPA	一般社団法人 ITSサービス推進機構 (有限責任中間法人 ITSサービス推進機構) ITS Service Promotion Association Organization
ITS-TEA	一般財団法人 ITSサービス高度化機構 ITS Technology Enhancement Association
JAF	一般社団法人 日本自動車連盟 (社団法人 日本自動車連盟) Japan Automobile Federation
JAMA	一般社団法人 日本自動車工業会 (社団法人 日本自動車工業会) Japan Automobile Manufacturers Association
JARI	一般財団法人 日本自動車研究所 (財団法人 日本自動車研究所) Japan Automobile Research Institute
JARTIC	公益財団法人 日本道路交通情報センター (財団法人 日本道路交通情報センター) Japan Road Traffic Information Center
JEITA	一般社団法人 電子情報技術産業協会 (社団法人 電子情報技術産業協会) Japan Electronics and Information Technology Industries Association
JICE	一般財団法人 国土技術研究センター (財団法人 国土技術研究センター) Japan Institute of Country-ology and Engineering

略語・略称

NEXCO 3 社	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社 の 3 社
NEXCO 東日本	東日本高速道路株式会社
NEXCO 中日本	中日本高速道路株式会社
NEXCO 西日本	西日本高速道路株式会社
NEXCO 総研	株式会社 高速道路総合技術研究所
ORSE	一般財団法人 道路システム高度化推進機構 (財団法人 道路システム高度化推進機構) Organization for Road System Enhancement
TELEC	一般財団法人 テレコムエンジニアリングセンター (財団法人 テレコムエンジニアリングセンター) Telecom Engineering Center
VICS センター	一般財団法人 道路交通情報通信システムセンター (財団法人 道路交通情報通信システムセンター) Vehicle Information and Communication System Center
首都高速	首都高速道路株式会社
阪神高速	阪神高速道路株式会社
本四高速	本州四国連絡高速道路株式会社
名古屋高速	名古屋高速道路公社
福岡北九州高速	福岡北九州高速道路公社
広島高速	広島高速道路公社
道路 4 公団	日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団 の 4 公団



表紙絵：NEXCO東日本 関越自動車道 魚沼料金所

関越自動車道は、東京都練馬区の練馬ICから埼玉県、群馬県を經由し新潟県長岡市の長岡JCTへ至る高速自動車国道である。1971年12月に練馬IC～川越ICの開通を皮切りに、順次開通区間が延伸し、1982年12月に小出IC～越後川口IC、1983年10月に六日町IC～小出ICが開通し、最後に1985年10月の前橋IC～湯沢ICの開通により全線246.2kmが開通。

国道17号及び上越新幹線とほぼ並行しており、三国山脈を貫いて東京都と新潟県を結び、上越新幹線とともに首都圏と日本海側を結ぶ高速交通網として重要な機能を持つ。また、藤岡JCTから上信越自動車道へ分岐しており、首都圏と長野県北信地方・東信地方を結ぶ高速交通網としての役割も担っている。

魚沼ICは、新潟県魚沼市に位置する小出ICが2024年11月に名称変更された。魚沼ブランドへの玄関口として、魚沼市への来訪客に対する案内対応力の向上及び情報発信力の強化につながり、経済活動の活性化及び地域振興が期待される。

写真提供及び文：東日本高速道路株式会社

ETC 便覧 令和7年版

令和7年11月 第1刷発行

発行 一般財団法人 ITSサービス高度化機構
〒102-0084 東京都千代田区二番町11番7号
(住友不動産二番町ビル)
TEL : (03)5216-3813 FAX : (03)5216-3815

無断転写複写を禁ず

ISBN978-4-907540-13-5 C3565 非売品



ISBN978-4-907540-13-5

C3565 非売品